

議事日程 (第5号)

令和6年3月1日(金曜日) 午前10時開議

(開議)

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------|
| 第1 | 議案第1号 | 令和6年度北九州市一般会計予算 |
| 第2 | 議案第2号 | 令和6年度北九州市国民健康保険特別会計予算 |
| 第3 | 議案第3号 | 令和6年度北九州市食肉センター特別会計予算 |
| 第4 | 議案第4号 | 令和6年度北九州市卸売市場特別会計予算 |
| 第5 | 議案第5号 | 令和6年度北九州市渡船特別会計予算 |
| 第6 | 議案第6号 | 令和6年度北九州市土地区画整理特別会計予算 |
| 第7 | 議案第7号 | 令和6年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算 |
| 第8 | 議案第8号 | 令和6年度北九州市港湾整備特別会計予算 |
| 第9 | 議案第9号 | 令和6年度北九州市公債償還特別会計予算 |
| 第10 | 議案第10号 | 令和6年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算 |
| 第11 | 議案第11号 | 令和6年度北九州市土地取得特別会計予算 |
| 第12 | 議案第12号 | 令和6年度北九州市駐車場特別会計予算 |
| 第13 | 議案第13号 | 令和6年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第14 | 議案第14号 | 令和6年度北九州市産業用地整備特別会計予算 |
| 第15 | 議案第15号 | 令和6年度北九州市漁業集落排水特別会計予算 |
| 第16 | 議案第16号 | 令和6年度北九州市介護保険特別会計予算 |
| 第17 | 議案第17号 | 令和6年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算 |
| 第18 | 議案第18号 | 令和6年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算 |
| 第19 | 議案第19号 | 令和6年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第20 | 議案第20号 | 令和6年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算 |
| 第21 | 議案第21号 | 令和6年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算 |
| 第22 | 議案第22号 | 令和6年度北九州市上水道事業会計予算 |
| 第23 | 議案第23号 | 令和6年度北九州市工業用水道事業会計予算 |
| 第24 | 議案第24号 | 令和6年度北九州市交通事業会計予算 |
| 第25 | 議案第25号 | 令和6年度北九州市病院事業会計予算 |
| 第26 | 議案第26号 | 令和6年度北九州市下水道事業会計予算 |
| 第27 | 議案第27号 | 令和6年度北九州市公営競技事業会計予算 |
| 第28 | 議案第28号 | 令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について |
| 第29 | 議案第29号 | 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について |
| 第30 | 議案第30号 | 北九州市事務分掌条例の一部改正について |
| 第31 | 議案第32号 | 北九州市手数料条例の一部改正について |
| 第32 | 議案第33号 | 北九州市印鑑条例の一部改正について |

- 第33 議案第34号 北九州市介護保険条例の一部改正について
- 第34 議案第35号 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正について
- 第35 議案第36号 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 第36 議案第37号 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 第37 議案第38号 北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について
- 第38 議案第39号 北九州市国民健康保険条例の一部改正について
- 第39 議案第40号 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第40 議案第41号 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第41 議案第42号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第42 議案第43号 北九州市漁港管理条例及び北九州市風致地区条例の一部改正について
- 第43 議案第44号 北九州市空家等の適切な管理等に関する条例の一部改正について
- 第44 議案第45号 北九州市営住宅条例の一部改正について
- 第45 議案第46号 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 第46 議案第47号 小倉北特別支援学校等新築工事請負契約締結について
- 第47 議案第48号 金山川調節池整備工事（2－1）請負契約の一部変更について
- 第48 議案第49号 地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画の認可について
- 第49 議案第50号 基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について
- 第50 議案第51号 永黒団地第1工区市営住宅建替事業に係る設計・工事請負契約締結について
- 第51 議案第52号 市有地の処分について
- 第52 議案第53号 包括外部監査契約締結について
- 第53 議案第54号 令和5年度北九州市一般会計補正予算（第6号）
- 第54 議案第55号 令和5年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第55 議案第56号 令和5年度北九州市卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第56 議案第57号 令和5年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第2号）
- 第57 議案第58号 令和5年度北九州市港湾整備特別会計補正予算（第1号）
- 第58 議案第59号 令和5年度北九州市公債償還特別会計補正予算（第2号）
- 第59 議案第60号 令和5年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第60 議案第61号 令和5年度北九州市駐車場特別会計補正予算（第2号）
- 第61 議案第62号 北九州市基本構想の変更について

第62 議案第63号 北九州市基本計画の変更について

(散 会)

会議に付した事件

日程第1 議案第1号から

日程第62 議案第63号まで

出席議員 (57人)

1番	吉村	太志	2番	佐藤	栄作
3番	宮崎	吉輝	4番	田中	元郎
5番	中村	義雄	6番	田仲	常郎
7番	村上	幸一	8番	井上	秀耕
9番	戸町	武弘	10番	香月	耕治
11番	中島	慎一	12番	渡辺	均
13番	日野	雄二	14番	鷹木	研一郎
15番	西田	一	16番	吉田	幸正
17番	松岡	裕一郎	18番	中島	隆治
19番	渡辺	修一	20番	富士川	厚子
21番	金子	秀一	22番	木畑	広宣
23番	村上	直樹	24番	渡辺	徹
25番	本田	忠弘	26番	成重	正丈
27番	岡本	義之	28番	木下	幸子
29番	山本	眞智子	30番	世良	俊明
31番	三宅	まゆみ	32番	森本	由美
33番	河田	圭一郎	34番	浜口	恒博
35番	白石	一裕	36番	奥村	直樹
37番	大久保	無我	38番	森	結実子
39番	小宮	けい子	40番	泉	日出夫
41番	出口	成信	42番	伊藤	淳一
43番	高橋	都	44番	永井	佑成
45番	藤沢	加代	46番	山内	涼
47番	荒川	徹	48番	大石	正信
49番	松尾	和也	50番	有田	絵里
51番	篠原	研治	52番	大石	仁人
53番	三原	朝利	54番	井上	純子
55番	井上	しんご	56番	村上	さとこ
57番	本田	一郎			

欠席議員 (0人)

説明のために出席した者の職氏名

市長	武内和久	副市長	稲原浩
副市長	片山憲一	副市長	大庭千賀子
会計室長	吉村知泰	危機管理監	山本浩二
市政変革 推進室長	白石慎一	デジタル政策監	三浦隆宏
技術監理局長	丹田健二	企画調整局長	柏井宏之
総務局長	田中規雄	財政局長	上田紘嗣
市民文化 スポーツ局長	井上保之	保健福祉局長	武藤朋美
子ども家庭局長	小笠原圭子	環境局長	柴田泰平
産業経済局長	池永紳也	建設局長	石川達郎
建築都市局長	上村周二	港湾空港局長	佐溝圭太郎
消防局長	本脇尉勝	上下水道局長	兼尾明利
交通局長	福本啓二	公営競技局長	中村彰雄
教育長	田島裕美	行政委員会 事務局長	田尾弘

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事務局長	岩田光正	次長	馬場秀一
議事課長	木村貴治		ほか関係職員

午前10時00分開議

○議長（田仲常郎君）ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第1号から、日程第62 議案第63号までの62件を一括して議題といたします。

昨日に引き続き、一般質疑を行います。41番 出口議員。

○41番（出口成信君）皆さんおはようございます。日本共産党の出口成信です。会派を代表しまして一般質疑を行います。

まず初めに、本市の温室効果ガス排出削減と再生可能エネルギーへの転換について伺います。

世界気象機関、WMOは、2023年の世界の平均気温は産業革命前と比べて約1.4度上昇する見通しで、過去の12万5,000年で最も暑い年だと発表しました。国連のグテーレス事務総長は気候崩壊の始まりと強く警告し、世界の平均気温上昇を産業革命前と比べ1.5度以内に抑えるための二酸化炭素の排出削減対策、行動の加速化が切迫した課題となっています。

世界の気温上昇を1.5度に抑えるには、2035年に2019年比で温室効果ガスを60%以上削減する必要がありますと、国連気候変動に関する政府間パネル、IPCCが最新の報告書で指摘しています。国連気候変動枠組条約第28回締約国会議、COP28では、2030年までに再生可能エネルギーの設備容量を3倍、エネルギー効率を2倍にする誓約に日本を含め110か国以上が賛同しました。ところが、日本は化石燃料の廃止に激しく抵抗し、COP28会期中に2度も化石賞を受賞、世界中から批判されました。1.5度目標の達成には石炭火力発電の廃止が欠かせません。日本は主要7か国、G7の中で唯一石炭火力の撤退期限を示さず、岸田政権は延命を図っています。

北九州市は脱炭素の名で、水素、アンモニア活用で石炭火力の延命に突き進む計画です。北九州市は現在政令市の中で温室効果ガス排出量が4番目に多く、戸畑共同火力発電所に3基、響灘エネルギーパーク、響灘火力発電所にそれぞれ1基、合計5基の石炭を使用する火力発電所が稼働し続けています。石炭火力発電の完全廃止、再エネ導入加速は世界の流れです。本市にある石炭火力発電所の廃止について武内市長の見解を伺います。

九州電力送配電株式会社は、電力の優先給電ルールによる出力制御として、昨年3月から5月の間、何と67日間も再生可能エネルギーを買わずに捨てています。その最大制御量は588万キロワット、原発5基分です。九州には佐賀の玄海原発、鹿児島島の川内原発と、合計4基の原発がありますが、再生可能エネルギーがそれに匹敵するほどの発電能力があることが明らかになっています。制御すべきは再エネではなく原発です。改めて九州電力送配電株式会社に対して出力制御は行わないよう求めるとともに、捨て去られている再エネ電力は北九州パワーによる活用などを図るべきと考えますが、稼げる北九州市を掲げる市長の見解を伺います。

本市は水素利用をさらに推進する計画です。水素を燃料として使ったシステムはCO₂を排

出されないとして、水素利用はカーボンニュートラルを達成するのに有効な技術の一つであると主張されています。しかし、水素は天然資源ではなく工業製品です。

名古屋工業大学の市村正也教授は、水素利用は再生可能エネルギー電力の余剰分を使い、電気分解で水素を製造するのであれば、CO₂排出削減に寄与できる。しかし、現状では水素のほとんどが化石燃料を使い作られており、エネルギーロスが生じ、同じ仕事量をつくり出すためには、化石燃料を直接使うより大量の化石燃料が必要となり、より多くのCO₂を排出する。つまり、水素ガス利用はCO₂排出を増加させる。それにもかかわらず、日本政府や産業界は水素利用を積極的に推し進めており、そこでは技術的に未確立なCO₂回収・貯蔵を前提に、低品位で廉価な海外の褐炭が水素の主要な原料として想定されている。水素の最終的な消費の場にだけスポットライトを当てること、CO₂を排出しないエネルギー源であるかのように見せかけようとしている。そのため、水素ガスが温暖化対策の救世主だと誤解している人も残念ながらいるだろう。そのような人々に対し、水素ガス利用に関する正確な知識を伝える努力が必要であると指摘しています。

国のエネルギー基本計画では、2030年度の電源構成のうち水素、アンモニアの位置づけが1%、水素の供給量目標は、2030年最大300万トン、2050年2,000万トンが掲げられています。私は2022年2月の本会議で、本市の水素供給・利活用拠点都市推進根拠を尋ねましたが、その際、環境局長は国がカーボンニュートラルへ向けて、電化が困難な産業の熱需要や運輸部門等の水素の活用を進めている。そのため本市としては経済性の高い水素供給、利活用可能な環境整備は重要と考え、既存の都市ガスインフラの活用による水素から製造したメタンの供給実証など、環境と経済の好循環の成功モデルを目指すと回答しました。しかし、CO₂を大量に排出させて製造された水素利用では脱炭素になりません。

本市は2020年度から2022年度までの3年間、響灘地区に集積する太陽光発電や風力発電などの電力を使うことで、CO₂を発生させずに水素を作る実証を行いました。実証事業は終了しましたが、北九州市グリーン成長戦略、水素供給・利活用拠点都市の目指す姿の2050年のイメージ図には、はっきりと再エネ水素製造施設が書き込まれています。今後の再エネ水素製造施設の建設計画を伺います。

次に、魚町一丁目、鳥町食道街の火災事故を受けて伺います。

1月3日15時頃発生した火災は、鳥町食道街一帯2,730平米、36店舗を焼失させ、鎮火に42時間を要し、再び大火災となりました。北九州市では、直近の2年で4回もの市場・商店街の大火災が発生しています。2022年8月10日の2度目の火災後、北九州市は重点防火指導対象地域に指定された旦過市場等に対して指導の強化を図ってきました。ところが、またもや火災事故が発生したのはなぜでしょうか。旦過火災の教訓は活かされたのか、二度と起こさないためにはどのような指導が必要だったのか、指導に限界があったのではないのでしょうか。

まず、鳥町食道街は火災が発生した場合に延焼が拡大しやすく、大規模な火災につながる危

険性が特に高いと考えられる地域にもかかわらず、面積が基準以下の1,400平米だということ、周囲を耐火ビルで囲まれているとの理由から、重点防火指導対象地域に指定されませんでした。そのために使用されているちゅう房設備の確認もされず、住宅用火災警報器の設置義務もなく、鳥町食道街を含む魚町一丁目商店街で実施された防火訓練に、鳥町食道街の皆さんは参加していないと伺いました。

私は、且過市場の2度目の火災直後の2022年9月議会の本会議質問で、火災予防対策を徹底するためには、北九州市商店街の活性化に関する条例の中に、市場・商店街の防火対策に関する規定を明確に盛り込んで、事業者の防火に対する責務を明らかにし、それに対応する市の支援を強化すべきだと訴えましたが、当時市長は、まずは有識者の検討会において御意見を伺うと答えています。

その後開催された3回の火災予防対策の在り方検討会で有識者から出された意見は、査察周期の短縮や法令違反への厳しい行政指導、小規模な飲食店等に防火に関する責任感を根づかせること、消防が調整役となり、地域が自主的に防火に取り組むための後押しといったもので、事業者の防火意識の向上、責務の遂行、自ら防火に取り組むことへの支援が求められています。

北九州市商店街の活性化に関する条例は、第1条目的で、商店会、事業者、市、近隣事業者、経済関係団体及び建物所有者等の責務等を明らかにすることにより、商店街の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とするなど、関係者の市民生活向上のための責務をうたっています。改めて、事業者が火災予防の重要性に自覚と責任を持つようにするために、北九州市商店街の活性化に関する条例の中に、市場・商店街の防火対策に関する規定を明確に盛り込むことが求められます。市長の見解を伺います。

さらに、市場・商店街で、組合加入者と未加入者との関係が希薄化している現状から、消防が調整役となり、地域が自主的に防火に取り組むためにも、大規模でない木造商店街も、重点防火指導対象地域同様の防火訓練を含む査察、指導が求められます。見解を伺います。

次に、自閉・情緒特別支援学級を市内全ての小・中学校に設置することを求めて質問します。

自閉症・情緒障害特別支援学級に通う子供たちの中には、人とうまく接することができず、友達との関係がうまくいかない場合や、通常の学級で勉強すると、先生の指示がうまく通らないときに聞き返すことができず、パニックになる場合もあるそうですが、特別支援学級にいと落ち着いた環境で学習することができるようです。このように通常の学級と特別支援学級で緊張と緩和を繰り返し、みんなとの生活の中で子供たちは成長しています。

国のインクルーシブ教育は、障害のある者とない者が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児、児童生徒に対して、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するために、小・中学校においては通常の学級、通級による指導、特別支援学級、

特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意することを求めています。

また、障害のある人を含めた教育の平等性については、幾つかの法令でも定められています。まず、日本国憲法は第26条で、ひとしく教育を受ける権利を定めています。そして、日本政府の批准する国連の障害者の権利に関する条約は、国の責務として、障害者を包容し、質が高く、かつ無償の初等教育・中等教育を享受することができることとしています。さらに、北九州市の障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例は、その目的を、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することと規定しています。

しかし、現在の本市の教育環境と照らし合わせると、一部の小・中学校にしか自閉症・情緒障害特別支援学級がなく、支援を受けようとすれば長距離の通学をせざるを得ない場合もあります。全ての子供が平等に支援を受けられているとは言えない状況です。同じ政令市でも、横浜市や川崎市では校区に一人でも特別支援学級の求めがあれば、全ての小・中学校で特別支援学級を設置し対応します。自閉症・情緒障害特別支援学級については現在設置率100%です。これこそ日本国憲法で定められた、ひとしく教育を受ける権利の実現ではありませんか。本市も自閉症・情緒障害特別支援学級の求めがある全ての小・中学校で100%設置の方針を掲げるべきです。見解を伺います。

最後に、特別支援学校のスクールバスについて伺います。

2020年12月議会において教育長は、文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の中で、通学時間はおおむね1時間以内が目安、平成29年度以降、合計で5台のスクールバスの増車を行い、特別支援学校の乗車時間が60分超えの車両は4割まで減少した、児童生徒の身体的負担や安全面に配慮する観点から、特別支援学校のスクールバスは適切な運行に努めたいと答えています。国のコロナ交付金の活用で増便となっていた特別支援学校のスクールバスは、保護者から通学時間の短縮になると大変喜ばれていましたが、コロナが5類に移行したことなどに伴い、33台から25台に減便される予定です。

これまで横に誰も乗車していない状態で通学できていたものが、再び相席となり、その上、通学時間も長くなるなど、子供たちのストレスも増すこととなります。保護者もまた子供をバス停に連れていく時刻が朝早くになる場合や、逆に今までより遅くなる場合など、勤務時間にも大きく影響が生じます。児童生徒の身体的負担や安全面に加え保護者の負担軽減のためにも、本市はスクールバスの台数を増やすべきです。見解を伺います。

以上で第1質問を終わります。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）皆さんおはようございます。

まず、地球温暖化対策につきまして、火力発電所の廃止、出力制御に対する要請、再エネ電力の活用、水素製造施設の建設計画についてお尋ねがございました。私からは地球温暖化対策

に関する総論部分をお答えしたいと思います。

気候変動問題は、平均気温の上昇や海面水位の変化など自然界への影響だけでなく、大雨の被害や農産物の品質低下など社会生活にも影響を及ぼす、世界にとって大変重要な問題であります。気候変動による深刻な影響を受けるのは将来世代であります。豊かな環境を次の世代に引き継いでいくためには、今を生きる私たちの使命であり、北九州市としても全力で取り組むべき課題であると考えております。

昨年末に開催された国連気候変動枠組条約の第28回締約国会議、COP28で温室効果ガス削減の取決めであるパリ協定の進捗評価が行われ、世界の気温上昇を産業革命以前と比べて1.5度に抑える、いわゆる1.5度目標の達成に向けて行動が必要である旨が改めて強調されました。北九州市においても2050年のゼロカーボンシティを目指し、域内の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比47%減とする目標を掲げ、積極的に対策を進めております。

温室効果ガス排出量の大幅な削減に向けましては、太陽光や風力などの再エネ電力の最大導入に加えて、電化が困難な高温の熱需要へのグリーン水素の利用などが必要不可欠であります。これらの取組の推進に当たりましては、再エネ電力の発電を停止する出力制御について、回数をできる限り低減すること、天然ガスなど既存燃料と比べて水素価格が高いことなど、国レベルで取り組む課題があるものの、北九州市としても脱炭素化を通じた市内産業の国際競争力の強化につなげるため、こうした課題の克服にもチャレンジしてまいりたいと考えております。詳細については環境局長から御答弁申し上げます。

続きまして、鳥町食道街火災につきまして、北九州市商店街の活性化に関する条例に規定を明確に盛り込むべきということ、それから、重点防火指導対象地域と同様の防火訓練を木造商店街でも行うべきというお尋ねがございました。

本年1月3日に発生をいたしました鳥町食道街をはじめとする魚町地区の火災では、約2,730平方メートル、36店舗を焼損するという甚大な被害となりました。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

令和4年の旦過地区の火災を受け、火災予防対策の強化に努める中、令和5年1年間の火災は市制発足以降最も少ない件数となり、市民の皆様の防火意識の高まりにも手応えを感じていただけない、非常に残念なことでございます。

北九州市では、令和4年10月に有識者による火災予防対策の在り方検討会を設置し、今後さらに必要な火災予防対策や、消防法令上義務のない事業所に対する規制の在り方などについて議論をしていただきました。検討会におきましては、規制の強化よりも、飲食店関係者等の防火意識や防火に対する機運を高めるほうが実効性があるなどの御意見がございました。そうした意見を受けて、現在防火指導員によるきめ細やかな防火指導や、地域ぐるみの防火訓練の後押しなどに取り組んでいるところでございます。

このように、北九州市としては市民の皆様、事業者の皆様との信頼関係を築きながら、火災

予防対策強化の取組を進めているところであり、市場・商店街の防火対策に関する規定を議員御提案の条例に盛り込むことは考えておりません。

次に、令和4年の2回目の旦過地区火災を受けて、国から木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の方針が示され、重点的な防火指導の対象地域を指定するよう通知がなされました。この指定の目安は、木造建築物が密集していることに加え、延べ面積の合計がおおむね3,000平方メートル以上のアーケード商店街など、多くの木造飲食店が存する地域であること、またはおおむね築60年以上の古い木造建築物が多い地域であることなどとされております。この目安に基づき、北九州市におきましても旦過地区など51か所を指定し、防火指導を強化しているところでございます。

一方、市内には鳥町食道街のように指定条件は満たさないものの、延焼の危険性が高い地域が存在をしております。北九州市におきましては、これらの地域に対しましても重点防火指導対象地域と同様に、定期的な査察や防火指導員による防火指導などを行っております。また、地域主体の防火訓練につきましても、消防局が調整役となって順次行ってきているところであり、未実施の地域に対しても、市としては夏頃を目途に完了できるよう調整を進めているところでございます。

今後とも事業者と地域の防火意識の向上や、自主的な取組を後押しするため、指導、啓発を粘り強く続けることで、市民の皆様が安心・安全に暮らすことができる、安らぐ町の実現を目指してまいります。以上です。

残り関係局長から御答弁いたします。

○議長（田仲常郎君）環境局長。

○環境局長（柴田泰平君）地球温暖化対策に対する御質問の3つの質問を順次お答え申し上げます。

まず、石炭火力発電所の廃止についての見解です。

昨年開催されたCOP28の決定文書におきまして、削減対策が講じられていない石炭火力の段階的削減に向けた取組の加速などが明記されました。国の第6次エネルギー基本計画におきましては、パリ協定などを踏まえ、非効率な石炭火力発電について段階的に削減する方針が示されており、2030年度までに石炭火力の電源構成比率を、2020年度現在の31%から19%に引き下げるものとされております。

その一方で、同計画では石炭火力発電所の位置づけとして、再エネを最大限導入する中で、電力を安定供給するための調整電源としての役割が記載されています。このようにエネルギー政策につきましても、国の責任の下、検討が進められるものと承知しております。議員御指摘の北九州市の石炭火力発電所の取扱いにつきましても、脱炭素化や電力の安定供給などの観点から検討が進められるものと考えております。

脱炭素社会の実現におきましては、再エネを最大限導入することは大変重要であります、

現時点では、不安定な再エネ電力の活用には火力発電などの調整電源が必要であることも事実であります。北九州市としましては官民連携の下、再エネの主力電源化を目指すとともに、火力発電につきましてもグリーン水素の活用を検討するなど、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

続きまして、九州電力送配電に対して出力制御を行わないように求めるべきとの御質問にお答えいたします。

電力の安定供給のためには、需要と供給を一致させる必要があります。そのバランスが崩れれば大停電が発生するおそれもあります。そのため、国が定める優先給電ルールに基づきまして、春や秋の昼間など電力需要が多くない時期に一時的に発電を停止させるものが出力制御であります。この優先給電ルールでは、まず、火力発電所の出力制御、次に、連系線を活用した他地域への送電がなされた上で、必要な場合に再エネが出力制御の対象になると定められております。そのため、再エネは火力発電よりも優先的に供給される仕組みとなっております。

北九州市としては、出力制御は電力の安定供給のために必要な仕組みと認識しておりまして、九州電力送配電へ要請を行うことは考えておりません。

しかしながら、出力制御の回数を減らして再エネを最大限活用することは大変重要であり、国において検討が進められているところです。北九州市としてもこの課題解決に向け取り組んでいるところであります。具体的には、九州と本州間の送電能力強化の早期実現を国に要望したり、民間企業などと連携し、出力制御が発生する時間帯での積極的な電力消費や蓄電池、EVを活用し、電力需要を創出することなどに取り組んでおります。

なお、議員お尋ねの北九州パワーにつきましましては、蓄電池の導入やEVを活用したエネルギーマネジメントなどを通じ、地域新電力として出力制御の低減に向けた取組を進めています。北九州市としましては、新たな電力需要を創出するなど出力制御の低減に貢献し、再エネ電力の有効活用にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、今後の再エネ水素製造施設の建設計画についてでございます。

国は、令和5年6月に改定された水素基本戦略に基づきまして、天然ガスなどの既存燃料と水素の価格差支援、水素パイプラインなど供給インフラ整備支援の両制度を創設し、来年度民間企業を対象とした公募が始まる見込みであります。公募におきましては、水素製造時のCO₂排出量が少ない低炭素水素を支援対象としており、再エネを活用した国内水素製造を最大限支援するなどの方針となっております。

北九州市は、国の支援制度獲得を目指しまして、県と共同で産学官の協議会を設置しまして、地域の再エネ電力を活用した水素製造など、様々な低炭素水素の供給プロジェクトを検討しております。令和6年度の予算案においても、この検討内容のさらなる具体化や、水素の供給、利活用に取り組む企業への助成などを計上しております。現時点で、再エネ電力を活用した水素製造施設の立地が決定しているわけではありませんけれど、北九州市としては県や企業

と連携して、その実現に引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）特別支援教育に関しまして2点お尋ねいただきましたので、順次お答えいたします。

特別支援学級を全小・中学校に設置し、自閉症・情緒障害特別支援学級を全ての小・中学校で100%設置の方針を掲げるべきであるとの御意見をいただきました。御答弁いたします。

令和5年度の北九州市の自閉症・情緒障害特別支援学級の設置率は61.9%であります。自閉症・情緒障害特別支援学級の整備方針でございますが、北九州市特別支援教育推進プランでは、自閉症・情緒障害特別支援学級の整備につきましましては、必要に応じた適切な設置を進めていくということとしております。

そこで、次年度の特別支援学級の整備に当たりましてですが、教育委員会では就学相談におけます特別支援学級の新設希望の数を把握いたしまして、市内の特別支援学級の設置状況だとか担任となる教員の数の確保や空き教室の確保、そういったことなどを総合的に勘案いたしまして、毎年1月末までに次年度の整備方針を決定しているところです。そういった流れの中で、令和6年度でございますが、来年度は小学校6校、中学校5校に特別支援学級を新設する予定でございます。そのうち、小学校5校と中学校4校が自閉症・情緒障害特別支援学級でございます。

北九州市では、一方通常の学級にも発達障害などの可能性のある児童生徒が在籍しておられます。そのために、通級による指導、いわゆる特別支援教室と言っていますが、その通級指導の整備を進めまして、校内の支援体制を充実していくことをプランに掲げております。

北九州市では、令和3年度から全ての小学校において巡回型の通級、いわゆる特別支援教室の制度を導入いたしまして、今年度、令和5年度からは全ての中学校にも巡回による通級指導を開始いたしました。これによりまして、自閉症・情緒障害特別支援学級が設置されていない学校におきましても、個別の教育的ニーズに応じた指導が可能となります。教育委員会といたしましては、今後も特別な配慮を必要とする児童生徒が学校において適切な支援を受けることができるように、多様な学びの場の整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の御質問でございます。特別支援学校のスクールバスについて、バスの増車をすべきだという御意見でございます。お答えいたします。

特別支援学校のスクールバスにつきましましては、新型コロナウイルス感染症への感染を防止する観点から、令和2年度から国の補助事業を使いまして、いわゆるコロナ増車を行いまして、令和5年度は知的障害区分の通常便の12台に加えまして、9台を増車して運行しているところです。この取組によりまして、感染症対策としてのバス車内の3密の解消が図られました。また、それに加えて、乗車のための時間が削減されることから、副次的に児童生徒の乗車の時間が短縮されてきたところです。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行して、令和6年度からは国のコロナ増車の補助事業が廃止となりました。これを受けて、他の政令市と同様に感染症対策としての増車は行わないこととしたところです。

バスの乗車に当たりましてですが、コロナ増車を行う以前や、また、校外学習などでバスを利用する際にも、配慮が必要な児童生徒につきましては個々の特性に応じまして、例えば2人がけのシートを1人で使用してもらうなど、座席の使い方や配席などの工夫をして、きめ細かな対応を行ってきております。

通学の時間につきましては、国がおおむね1時間以内という目安を示してございまして、スクールバスの乗車時間の短縮は従来から課題の一つと認識してございます。このために、平成29年度から計画的に、計で言いますと5台のスクールバスを増車いたしまして、さらに、来年度、令和6年度には小倉北特別支援学校で1台増車することとしてございまして、これによりまして、コロナ増車をしていた知的障害等の5校におきまして、乗車時間は最長でも63分となりまして、国の示す通学時間の目安をおおむね満たしているのではないかと考えております。

昨今の運行経費の高騰などによりまして、スクールバスを取り巻く環境が非常に厳しさを増してきておりますが、児童生徒の安全・安心な通学環境を提供するために、今後もスクールバスの適切な運行確保に努めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（田仲常郎君）41番 出口議員。

○41番（出口成信君）ありがとうございます、第2質疑をさせていただきます。

まず、スクールバスから行きます。

このコロナ増便で保護者の皆さんからこのような声が届いております。紹介します。入学したときには、既にコロナ増便で1人がけで通学していると。減便で相席になったらパニックになるのではないかと心配ですと。また、増便で乗車人数が半減しました。だったら、バスのコースも見直して、通学時間を大幅に減らしていく、そして、ストレスを減らしてほしい、こういう声を伺いました。

以前にも教育長は、身体的負担や安全面に配慮する適切な運行を行うというお答えをされております。ならば、現状の体制は最低限維持されるべきであり、また、保護者の皆さんからもこういう声を聞き取っていただきたいと思っておりますけれども、見解を伺います。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）今の出口議員からの御指摘のように、入学されてからもう4年間コロナ増車に慣れてしまっている方が、今回の通常に戻るということで非常に御不安に思っているという事は理解ができます。

ただ、このルート変更で、現実的に私どもも確認いたしましたところ、最大でバスの発車の時刻ですね、乗車の時間というのは非常に私ども重視しているんですが、多分御不便に思っているというのは、子供さんがバス停で乗る時間が結構早まったとか、遅くなったとかという

ことをすごく気にされるお母さん方が多いんじゃないかなとは思っております。

それぞれのやはりお声は伺って、時刻の変更等も保護者の皆様には丁寧に御説明をして、御理解賜りたいとは考えているんですが、そもそもスクールバスのコースだとかは、もともとコロナ増車がある前から、毎年入学される方、あるいはいろんな子供さんの関係とかで、コースの変更というのはしょっちゅうあっております。そういうことがあるということも含めまして、保護者の皆様には御理解賜るように説明は尽くしたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）41番 出口議員。

○41番（出口成信君）保護者の方からちょっと話を聞いて、学校に到着する時間というのが決まっているんですね。これ決まっているので、コースを、前半のコースとか後半のコースとか決めて走っているんですけど、前半に乗せた、早い時間ですね、早い時間に乗せた子供がこの後半に乗る車の後ろについて、そのまま一緒に走っていくと。そして、同じ時間に学校に到着するという、物すごく理解し難いんですね。できれば、出発の時間を遅らせて、到着時間に合わせれば、半分に減らせたりできるんじゃないかと。それをわざわざ早くに迎えに行くと、そのまま後ろについて走っていくという、それとか、学校に到着したら、待っている、車の中で20分ぐらい待っていないと学校が始まらないので、できないとか、聞いたら、私びっくりして。それと、保護者の方の都合は分かります。早くに送ったほうが仕事に支障がないとか、そんなことも分かるし、早くに送る人、もうちょっと遅くに送り出す人、そういう人の時間をずらさないために、今回は密は解消したけど、コースは変更しなかったと、そういうことも分かるんですけど、私が言いたいのは、一番大事なのは子供の負担軽減なので、子供が密を回避することと、やっぱり通学時間を短くしてやるということが一番じゃないかと思っております。いかがですか。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）今のお話も私どもちょっと現場からも伺っておりまして、一般的に言うサービスの提供というのは、やはり受けられる方のニーズに一番応えられればいいんですが、特に特別支援学校、スタッフのいろいろな工夫の下なんですけど、受け入れる側の準備等のやはり問題がございまして、なかなか保護者の方の全般的なニーズに応えられない部分はあるということは御理解賜りたいと思います。

それと、確かにバスは多ければ多いほうがいいんですけども、例えばコロナ増車のときに、国から補助をいただいて措置しておりました予算が1億6,000万円を超しておりました。毎年ですけれども、それをやはり単費で用意するとなかなか厳しいということと、もう一つには、先ほどちょっとバスの環境が非常に厳しくなったと申し上げましたけれども、物価高騰と、また、運転手不足等で、そもそもがバスのルート変更等も含めまして、バスを取り巻く環境が非常に厳しくなっているというのが現実でございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）41番 出口議員。

○41番（出口成信君）受入れ時間が決まっているので難しいですよと。そしたら、出発時間を遅らせてやって、受入れ時間に合うようにできたらと思います。

教育委員会も今回の事務費の見直しとか棚卸しで110事業ですか、5億7,000万円見直ししていますので、こうやって生み出されたお金が何に使われるのかということなんで、ぜひこういうことに使っていただきたいなと思っているところです。

そしてあわせて、特別支援学校のスクールバス、増便は維持してほしいと、さらに増便してほしいと思うところと、福岡市同様に高等部でもスクールバスの活用をしていただきたいんですけど。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）高等部のお子様に関しましては、空いている場合、空席がある場合、それぞれの事情に応じまして活用ができたかなというところで、私ども考えているところでございます。ただ、ちょっと先ほど自閉・情緒のお子様のお話を差し上げましたが、空席があるからといいましても、やはり子供さん方の安全等を考えると、個別個別の御相談に応じる形になるかなと思っております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）41番 出口議員。

○41番（出口成信君）ぜひ増便して空席をつくれるように考えていただきたいと要望します。

次、自閉・情緒障害特別支援学級を全学校にということなんですけど、今議会に上程されました。議案第35号、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正がされて、全ての障害のある人がひとしくその必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするとあるわけですね。自閉症や情緒障害の子供たちが、例えば先生の指示がなかなか通らないとか、一斉の指示に何をしたいか分からない場合とかがあるようです。条例には、みんなとひとしく情報が得られること、そして、その情報で先生とみんなと意思の疎通が図られるため、そのために市は権利、利益を侵害しないように合理的配慮が求められ、その事前措置として環境の整備に努めなければならないとあるわけで、全ての小・中学校に自閉症・情緒障害の特別支援学級の設置と、これ環境の整備に努めなければ条例違反になってしまうのではないのでしょうか。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）特別支援学級を増設するという方針そのものは、私どもの特別支援教育推進プランのほうでも必要に応じて増やしてまいりたいということは書き込んでおります。ただ、先ほど申し上げましたけれども、現実的に特別支援学級を増設するに当たりましては、まず、先生が必要、それと、部屋が必要、いろんな環境がございまして、なかなか一気に条例に沿って100%設置というところは現実論としてはなかなか厳しいので、状況に応じまして優先度をつけまして、増級に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）41番 出口議員。

○41番（出口成信君）先生が確保できないと、教室が確保できないと言われているんですけど、じゃあ、横浜市とか川崎市は何で100%設置できているのかということ、方針を決めて、方針を掲げればできると。特別支援学校は生徒が増えれば教室を増やさなければならないとなっているわけで、要するに方針なんです。それが掲げられればできると思いますので、それを決めるのは市長ですか、予算権者ですから、ぜひそういうふうにしていただきたいと。

ここで保護者の声を紹介したいと思います。うちの子は多人数だと固まって何もできなかった。それが支援クラスだと、すごく手を挙げて自分の意見が言えて笑顔が増えた、成績もよくなってきた、安心した場所のおかげで今では交流クラスで発表こそできませんけど、みんなと一緒に行動できていると、支援級ってメリットしかない、その子の特性に合った支援や学習で応援してくださる、本当に必要ですと。また、ほかの保護者から、自分らしく振る舞える場所があるから交流教室でも頑張れる、ただ、1時限目から6時限目まで交流教室ではちょっときつい、だから、情緒学級が本当によかったって子供が言っていたと。そして、その交流学級の友達とできれば同じ中学校に行きたいと子供が言っていますと。でも、お母さんとしてはその気持ちは分かるんだけど、情緒学級を優先させようと思うと。だから、進学する中学校に情緒学級ができれば、どちらもかなえられるんですと言われました。

また、ほかの保護者の方ですけど、私は普通クラスだけの中学は難しいと思う。でも、子供は事情が分かんないから、純粹にどうして行っちゃいけないの、僕がそういう障害があるから、そういう子は行けないのと、すごく心苦しいと、そうやって言われて、本当だったら当たり前のようにあっていいはずなんだけどねと。ないものね。もう子供はそれ以上言わないんですけど、じゃあ僕がみんなと離れるかもしれないのって、本当にこういう話を聞くと胸が締めつけられる思いがします。

もう一度聞きたいんです。どうですか。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）特別支援教育は、私どもの教育の中でも最大の課題とっております。先ほどのやはり特別支援学級を増設するのは非常にいろいろなクリアしないといけない課題が多いということで、当面今力を入れておりますのが、先ほどちょっと申し上げました通級指導、これにつきましては1人の先生が回ってくるということで、子供さんの行かないといけないという負担がなくなった関係で、非常に保護者の方からも喜ばれている制度でございますが、これは令和6年度、来年度に向かって今よりも拠点校の数を増やしたりだとか、先生の数を増やしたりだとかで頑張りたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）41番 出口議員。

○41番（出口成信君）私が思うのは、やっぱり特別支援が必要な子の対応をすることで、普通のクラス全体に丁寧な説明が、それはよく御存じのこと、丁寧な説明になったり手厚い支援が

行き届くようになると思います。そして、障害を持っている子供に対応することは、つまりクラスみんなに手厚い指導ができていると、そういうことにつながるんじゃないかと思います。

私も子供のときにそういう支援学級がありました。どういう学級だったか、名前は覚えていませんけど、そうした学校の子供たち、すぐに何々ちゃん、何々ちゃんといって遊ぶんですよ。子供って本当にすごいんです。交流教室に、今小学校のほうが交流教室って多いんじゃないかなと思いますけれども、そういうときにきちんとすぐ受け入れて、〇〇ちゃんにはこんなことしちゃ駄目なんだよ、そうやって言い合っている、子供たちすごいなと思います。

また、その子が中学校に進学して、そこに支援学級があると、中学校にもあるんだねとずっと受け入れると。支援クラスがなくても障害を持った子が入ってくると、ずっと受け入れられたと、そうした経験が大人になって何の違和感もなく障害者と共に社会生活ができることにつながっていくのではないかと。やっぱり小っちゃい頃から障害のある子と共に生きていくと、そういうことが大切なんだと思います。

市内の全小・中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置する方針を立てていただきたいと思います。予算執行権者としての市長の意見があれば伺いたいところですが、どうでしょうか。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）教育委員会としてもいろいろと工夫をしてくれているようですけれども、教育委員会が言うように特別な配慮を必要とする児童生徒が学校において適切な支援を受けることができるよう、多様な学びの整備に努めてまいるといことで取り組んでいることで、予算調製権者としてもその考えを踏まえてしっかり対応していきたいと思います。

○議長（田仲常郎君）41番 出口議員。

○41番（出口成信君）しっかりと対応していただきたいと思います。

それでは、鳥町食道街の火災を踏まえた取組について要望します。

市長は、事業者の信頼関係が大事だということで、査察や指導をまたこれからもやっていくということなんですけど、その信頼関係は大事だと思います。だけど、火災が起きたんですね。だから、どうするかということなんです。

それで、私はこれまで繰り返しこの商店街の活性化に関する条例に本市の防火対策を規定するように求めていますけれども、これなぜかというと、京都の先斗町の取組を伺ってなんです。先斗町は平成28年に界わい景観整備地区というところで火災が発生しています。先斗町のまちづくりの協議会では、町の誰し守るべき決まり事と、自主規制としての先斗町町式目というんですか、そういうものを制定しています。この町式目は、先斗町らしさを守るための最低限守るべき規則だということで、そういうのをつくっているんです。そして、先斗町はこの火災を受けて、その規則に防火、防災に関する事項を新たに規定したんです。新たに事業所、店舗を営業する場合には、図面等具体的な計画により事前に消防署へ相談すること、1ち

ゅう房、1台所につき消火器を設置すること、各室に住宅用火災警報器等を設置すること、2方向避難を確保すること、そして、先斗町の事業者や居住者は防災訓練に参加すること、先斗町まちづくり協議会は、これが守れないならこの町に住まないでほしいと、そのくらいの強い意志で規定をしています。

私は、この先斗町の町の景観を守る規則に防火、防災事項を規定した取組を参考にして、本市の防火対策を北九州市商店街の活性化に関する条例に規定するように提案をしています。今のところ考えていないということなんで、検討をしていただきたいと要望をいたします。

それでは、地球温暖化対策、水素利活用ですね。水素利活用じゃない、石炭火力のほうから質問します。

まず、本市の石炭火力発電所廃止について再び伺いたいと思います。

I P C Cの報告書は、現在の各国の政策のままでは、産業革命前からの気温の上昇を1.5度までに抑えられないと、今世紀末の平均気温は3.2度上昇すると指摘しています。中でも、既存の火力発電所や計画中の施設などが今後耐用年数までに排出するCO₂の量だけで、1.5度目標どころか2度に抑えることも難しくなると。つまり、目標達成には新たな火力発電所も建設しないだけでなく、今ある施設もいつ止めるかが問われている段階だと思えますけれども、再度火力発電所についての見解を伺います。

○議長（田仲常郎君）環境局長。

○環境局長（柴田泰平君）先ほどの第1答弁で申し上げましたけれど、基本的計画では少しずつ減らしていくということになっていきますし、その火力発電所をどうしていくか、エネルギーの電源構成をどうしていくかということについては、もちろん温暖化対策も非常に重要ですけど、安定的に電力を供給するという観点も含めまして、国の政策としてきちんとなされるものだと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）41番 出口議員。

○41番（出口成信君）カーボンバジェット、炭素予算、また、温室効果ガス排出量を削減するために残された時間を考えると、高効率の排出とかの石炭火力発電所とかCCSを活用してやっても、2度にさえ抑えることが、達成することができないというのがI P C Cの報告書、I E Aのシナリオから指摘されています。真摯に受け取って対応を考えていただきたいと思いません。

G Xですね、国のグリーントランスフォーメーション、これで水素社会推進法とCCS事業法という2つの法律が閣議決定しました。水素社会推進法とは、水素は燃やした際に二酸化炭素を出さない燃料として、発電や車の燃料など利用が考えられる。法案ではこの水素や、それを基に輸入利用を促進するために既存の燃料との価格差に補助を出したり、ガス管や貯蔵タンクの整備も進みややすくすることを目指しています。本市はこの補助金を活用して、水素パイプラインの技術実証やメタネーションを推進する計画です。

しかし、政府がGXで官民合わせて150兆円という投資を集めることとしています。民間の投資を呼び込むために、政府も20兆円支出します。この財源としてGX経済移行債という国債が発行されます。国債は、いずれ国が償還し、お金を戻すわけですがけれども、国はその資金として今後化石燃料の輸入業者や電力会社から徴収する方針です。結局、燃料代や電気代に上乗せされて国民負担が増えるわけで、本市が進める水素拠点化事業は我々市民の負担によって行われていくという理解でいいでしょうか。

○議長（田仲常郎君）環境局長。

○環境局長（柴田泰平君）国のGXの財源についてだと思えますけれど、おっしゃるとおり国債を発行して償還するということはそうなんです。しかしながら、今私どもが電気代で払っている中に再エネ賦課金というのが入っているわけですね。それは今後だんだん少しずつ減っていくという流れの中で、トータルとしては増えないようにするというのが国の方針ですので、今議員がおっしゃっているように市民の負担がどんどん増えていくということにはならないとか、そういう計画になってございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）41番 出口議員。

○41番（出口成信君）そのまま減っていくんだしたら、そっちを有効に使ったほうがいいと思いますけれども、水素は脱炭素にはなりません。現在、水素やアンモニアは世界中でほとんど化石燃料から作られて、製造時にはCO₂が出ている、これを増やしても脱炭素にはならないと。日本の水素戦略で利用を2030年に300万トン、2040年に1,200万トン程度の現在の6倍まで増やすことが示されていますけれども、そのうち再エネなどで生産時のCO₂を出さない水素がどれだけなのか数字がないと。法案では今後低炭素水素等、つまりCO₂排出量が少ない水素等にすることを目指していますけれども、その低炭素の定義も経産省が決めることになっていて、結局いつまでにどれだけCO₂が減るのかという実効性も曖昧だと。政府は、現状では水素のサプライチェーンの整備などを加速するためには、まずは化石燃料由来の水素でも増やすことが重要だとしています。しかし、将来の目標さえいつまでにどれだけ再エネ由来の水素などを増やすのか、全く決まっていないというのが各国の戦略と比べても本当に異質なものだと言わなければなりません。これで本当に気候変動対策になるのか疑わしいと疑問を抱かざるを得ません。

北九州市で使用されている水素ですがけれども、響灘の洋上風力などの地元の再エネを活用した水素製造、利用計画があるのか伺います。

○議長（田仲常郎君）環境局長。

○環境局長（柴田泰平君）水素の製造につきましては、再生可能エネルギーを使って地元で作ることが最もいいということで私ども考えていますので、今ちょっと具体的には申し上げられませんけれど、いろんな企業の方とは相談をしていますので、順次進めているところでございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）41番 出口議員。

○41番（出口成信君）再エネの価格もどんだんどんどん下がっています。風力発電の価格も下がっています。一步先の価値観ということならば、水素利活用というものは随分先の価値観なので、研究を進めることは否定しません。ですけれども、今ではないと、気候危機が切迫した今ではないということを目指したいと思います。

そして、私たち市民ができる対策として省エネがあります。家計にもプラスになります。ほかにも宅配便を再配達にならないように宅配ボックスを使うとか、また、一度で、食材は地産地消を心がけるなども輸送エネルギーを減らすことにもなります。そして、省エネ、住宅の窓を二重窓にするとか、断熱性能を上げるリフォームをやるとか、これも光熱費が減って元が取れる対策、屋根に太陽光パネルをつけるとか、これもいずれは元が取れる、加えて、災害などで停電になっても電気が使えるという、こういう可能性があります。こういう市民ができることから取り組んでいくことが必要だと思います。

そして、何よりもこの対策、地元の工務店への仕事をつくります。そのためにも今述べたような市民の省エネ対策への本市独自の省エネ助成制度を創設すべきだと思いますけれども、見解があれば伺います。

○議長（田仲常郎君）環境局長。時間がありません。

○環境局長（柴田泰平君）そうですね、いろいろ他都市の状況とかも調査しつつ考えていきたいなと思います。

○議長（田仲常郎君）進行いたします。56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）皆様こんにちは。村上さとこ会派の村上さとこです。

早速一般質疑に入ります。

まず、新ビジョンについてです。

北九州市基本構想、基本計画、いわゆる新ビジョンが出され、2040年に向けた本市の目指す都市像と重点戦略、主要政策が示されました。新ビジョンにおいては、稼げる町、彩りある町、安らぐ町の実現に向け、主要政策を明記し、具体的なことは各分野別計画など掲げる施策、事務作業でやっていくと趣旨をお伺いしております。

では、具体的な各分野別計画や事業は何でしょうか。どのような体系になっているんでしょうかと行政事務照会をしています。整理ができていないと、いまだ回答がありません。

新ビジョンの内容には、自治体にとって最も重要な根幹である地方自治法、自治基本条例に明記されている住民福祉の増進、住民自治のまちづくりなど明文化されておらず、介護や生活困窮者などの視点も薄いように感じられてしまいます。そのため、各分野別計画の内容を確認しないと審議ができません。

そこで、各分野別計画などに掲げる施策、事務事業を早急に市民と議会にお示しください。これは要望とさせていただき、頂いた資料を基に常任委員会と予算特別委員会で審議をさせて

いただきます。

次に、文化財行政についてお伺いをいたします。

文化財保護行政に当たっては、法律、条例、規定などにのっとりた手続が必要です。手続を進めるに当たって、文化財保護審議会が設置されています。文化財保護法第180条第2項によって、文化財保護審議会は北九州市教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議すると示されています。

本市が重要な事項として文化財保護審議会に諮問した案件にどのようなものがあつたのか教えてください。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（田仲常郎君）市民文化スポーツ局長。

○市民文化スポーツ局長（井上保之君） それでは、文化財保護行政についてお尋ねがありましたので、答弁させていただきます。

議員御案内の北九州市文化財保護審議会の設置につきましては、文化財保護法第190条に基づくものではなく、5市合併の翌年である昭和39年に付属機関の設置に関する条例で規定されたものでございます。同条例第2条におきまして、文化財保護審議会は教育委員会の付属機関とし、担任する事項は教育委員会の諮問に応じ、市に所在する文化財について調査、審議することと規定しております。また、第3条では付属機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営について必要な事項は、執行機関が定めると規定をしております。そのため、北九州市文化財保護審議会の所掌事務などの必要な事項につきましては、教育委員会規則で定めてございます。

北九州市文化財保護審議会規則第1条におきまして、付属機関の設置に関する条例第3条の規定に基づき、北九州市文化財保護審議会の所掌事務、組織及び委員その他の構成員並びにその運営について必要な事項を定めるものとする規定しております。

また、審議会の所掌事務といたしまして、同規則第2条では、審議会は北九州市の文化財について、教育委員会の諮問に応じ調査審議し答申すると規定しています。そのため、教育委員会として重要な事項という枠組みに基づくものではなく、指定文化財の指定に関して、文化財保護審議会に諮問、答申が行われる運用となっております。

なお、北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則第3条の規定に基づきまして、文化財保護審議会に関することにつきましては、平成24年4月から市民文化スポーツ局長等が補助執行することとなっております。

市民文化スポーツ局が補助執行を受けた以降、文化財保護審議会に諮問した案件につきましては、まず、平成25年に有形文化財、工芸品でございますが、小笠原忠真着用具足、これ追加指定でございますが、及び銅製鰐口、そして、平成30年に有形文化財、建造物でございますが、旧安川家住宅及び無形民俗文化財である横代神楽、そして、令和5年に有形文化財、考古

資料でございますが、有毛太郎坊山遺跡経塚出土品の5件となっております。これらにつきましては全て市指定文化財に関する事項を教育委員会から諮問したものでございます。答弁は以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）今、市民文化スポーツ局から回答をいただきました。

これ、将来門司港をどのように扱うか、現地で全面保存するのか、一部移築するのかといったことは、文化財保護審議会に諮問されていない、文化財として扱うもののみを諮問するとお答えいただいたと思います。しかしながら、文化財になるかどうか、それを審議するのが本来の文化財保護審議会の役割です。初代門司駅遺構をどうするか、文化財の保護に関する重要な事務であるにもかかわらず、教育委員会が文化財保護審議会に諮問もしていない、この事態に驚いております。教育委員会による諮問というのは最も重要な、最重要事務です。私は、北九州市行政において文化財行政、大変に軽んじられているのだなと感じました。

さて、今議会には初代門司港関連遺構の移築予算として2,000万円の補正予算が上程されています。この採決が8日に迫っております。先日の山内議員の質問に対する市の答弁を受け、昨日の新聞には、整備優先、報告書国に届けず、価値づけせず、文化財指定を避ける狙い、非常に残念で厳しい言葉が並んでおります。私もこの間、市担当部局や関係者への聞き取り、行政事務照会を重ねてまいりましたが、開発を担当する市長部局の整備優先だったと感じています。

つまり、市は遺構について、明治時代の鉄道関連遺構の平面形態や基礎構造を知る上で、門司港地区の発展の歴史を示す重要なものであるとは考えるが、その前にまず複合公共施設の建設がある。そこで、市長、副市長、市民文化スポーツ局、建築都市局が総合的に判断し、予定どおり公共施設建設を進めることと、遺構の一部移築を決定した。公共施設をつくるから遺構は基本全部なくなる、だから、文化財の指定を目指すこともないし、文化財の指定に向けてのプロセスである専門家による位置づけは不要で、専門委員会も不要である、これが大筋の経緯だと思います。適切に検討を進め、総合的に判断したと市はおっしゃいます。しかし、複合施設の建設費、これ何度お尋ねしても、着工が決まったら示すと同じ返事しか返ってきません。これ幾らに膨れ上がっているんでしょうか。公共施設の実施設計は終わっています。建設費すら分からないなら、総合的に判断など比較してできないと思います。

実は、建築費が予想以上に上振れし、これを市民に提示すれば、それなら遺構を残せるとなるから示せないのではないか、だから、遺構の移築予算を補正予算に含めて、急ぎ8日に可決させようとしているのではないか、あまりに拙速な移築決定に、市民からそんな疑念の声が出ている状況です。さらに、複合施設について、費用便益分析、BパイCも示されておらず、武内市長の行財政改革に見合うものなのか判断もなされていません。以前と条件が違っているのですから、公共事業評価のやり直しも必要です。

しかし、そもそも少しでも事前に調べたら、事業用地に埋蔵文化財がある可能性というのはすぐ分かるわけですよね。それをせずに実施設計まで先に進めてしまった、遺構が出てきた段階で、もう実施設計まで進めているから、もう後戻りはできません、これって文化財保護法の3条の規定に反するものだと思います。適切に検討を進め、総合的に判断した、今日はこの言葉を決定プロセスの面から検証していきたいと思います。

今、この移築予算の上程そのものに法令、条例及び規定違反が疑われる事実が発覚しております。もしそうであるならば、市長並びに市長部局及び教育委員会のかしと責任が大きく問われるものです。その理由を今から明らかにします。

まず、大前提として、文化財の保護に関する事務は教育委員会が管理、執行する事務であり、教育委員会の専管事項です。北九州市ではスポーツ及び文化に関する事務を管理し、及び執行する機関に関する条例によって、文化に関する事務は市長が管理し、及び執行するものとされています。しかし、文化財の保護に関することは除くと明記されています。したがって、文化財保護事務は教育委員会に留保されているものです。この根拠は、地方自治法及び地方教育行政法、教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地方教育行政法に示されています。

具体的に申し上げます。地方自治法第180の8、教育委員会は別に法律の定めるところにより、学術及び文化に関する事務を管理し、及びこれを執行する、そして、この別の法律の定めとは、地方教育行政法21条、教育委員会の職務権限に示されております。教育委員会は当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する、この次に掲げるものは、同地方教育行政法21条14、文化財の保護に関するものとあります。以上、法律により文化財の保護に関する事務は教育委員会が管理、執行する事務であり、教育委員会の専管事項だということが明確になっております。

しかしながら、初代門司駅遺構の扱いについては、その事務が文化財の保護に関する事務、すなわち教育に関する事務であるにもかかわらず、教育委員会会議に議題が上程されず、審議されたこともありません。これは事前に確認済みです。さらに、文化財保護審議会に諮問するかどうかは教育委員会で審議もされていません。市は、文化財保護審議会委員に意見を聞いたと言いますが、これ審議会も経ていない、インフォーマルな単なる個人的意見聴取にすぎません。つまり、教育委員会の審議並びに文化財保護審議会の調査審議を経ないまま、市長、副市長、市民文化スポーツ局、建築都市局という市長部局が協議し、文化財保護管理執行権を有しない市長が初代門司駅遺構の一部移築を決定したということです。これは行政上大変問題だと思います。

地方教育行政法22条には、教育に関する長の、つまり市長の職務権限が示されており、市長が教育に関する事務に関与できる項目は限定され、文化財の保護に関する事務は含まれていません。市長に移築の決定はできません。また、文化財の保護に関することは、教育委員会がそ

の補助執行を市長部局に担わせることは確かにできます。しかし、文化に関する重要な事務を担わせることはできません。この点は、地方自治法180の7及び本市教育委員会規則、北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の第1条、第3条、そして、北九州市教育委員会事務専決規程からも明らかです。

では、なぜこのような法律の立てつけになっているのか、その理由は文化財保護法にあります。文化財保護法第3条、政府及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化などの正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識して、その保存が適切に行われるように周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならないとあります。つまり、開発を進める市長部局に対し、教育委員会は文化財保護委員ら専門家を交えて遺跡保存に向けた協議をしないとしない、それが文化財保護法の精神です。だから、文化財の保護に関する事務は開発を推進する市長部局ではなく、独立して切り離された教育委員会が担うという法律の立てつけになっています。

しかしながら、初代門司駅遺構においては、市長が会見で移築を発表する前日の1月24日、市民文化スポーツ局が一部移築の決裁を行ったと確認しております。これはあり得ないことです。法令、条例、規定は、時の権力者によって恣意的な運用ができないように設けられた最低限のルールです。市民、国民の共通財産や利益を守るルールでもあります。そのルールを破り、法令違反、条例違反、規定違反を犯し、不適切な運用を行ってはいは、開発ありきで文化財が壊れていく一方です。地方公務員法第32条、職員はその職務を執行するに当たって、法律に加え、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にも従わなければならないとありますが、この法律にも抵触しているのではないかと考えます。こんなことをやっていると行政と市民の信頼関係が失われてしまう、大変に損失だと思っております。

初代門司港駅の移築決定、この不当な決定プロセス、問題の根源を整理しますと、文化財保護の管理執行権を有しない市長の全面的権限執行、そして、市長部局の補助執行を越えた越権行為及び教育委員会の完全な権限放棄であると、そのことを指摘したいと思います。

平成30年、国会における城井崇国会議員の文化財保護行政に関する質問に対し、当時の林芳正文科大臣は以下のように答弁しています。事務委任、補助執行は市長の補助機関の職員などを対象にしたもので、市長自身にこの事務を委任したり補助執行させることはできない、また、文化財保護に係る重要事項を事務委任、補助執行させることは法の趣旨に反する、現行では市長部局に事務委任、補助執行させたとしても、本来の職務権限者である教育委員会に一定の権限は残る、こう書いてあるんです。大臣は、市長が文化財保護に関する決定をしたり、市長部局が重要事項を補助執行することを禁じています。

結論を述べます。教育委員会の審議及び文化財保護審議会の調査審議を経ていない初代門司港駅遺構の移築、この決定は北九州市の条例、規則、規定に反しております。無効です。同時に、今議会に上程された議案第54号、一般会計補正予算に含まれる遺構の移築関連費用

2,000万円も無効です。

地方教育行政法第29条、教育委員会の意見聴取によれば、教育に関する事務に係る部分の予算を作成する場合は、市長は教育委員会の意見を聞かなければならないということになっております。しかし、教育委員会には移築予算に関する意見照会はありませんでした。これも確認を取っております。つまり、この移築予算は策定過程に重大な法律違反があり、上程そのものが法律違反です。移築予算を可決されることも当然法律に違反をいたします。

財政局長にお尋ねいたします。

予算の作成手続において地方教育行政法第29条違反があったのでしょうか。お答えください。

○議長（田仲常郎君）財政局長。

○財政局長（上田紘嗣君）御質問にお答えいたします。

私どもそうした形での違反があったとは考えてございません。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとし君）違反がないとおっしゃられました。この問題は法的に大変重要な問題を含んでおります。一度議会と、そして、執行部とで整理をして再考する必要があります。移築は文化財的価値があるから移築するわけです。文化に関する重要な事務であり、市長から教育委員会に意見照会をしないということは違法だということを重ねて申し上げます。

私は、この違法なプロセスにより決定、上程された予算議案第54号、一般会計補正予算に含まれる遺構の移築関連費用2,000万円、この2,000万円部分の修正を予算作成者である市長に求めます。市長、見解をお伺いします。

○議長（田仲常郎君）市民文化スポーツ局長。

○市民文化スポーツ局長（井上保之君）今いろいろと議員がおっしゃられたことに関しまして、我々と少し見解とか認識が違うところがありますので、ちょっと順を追って御説明させていただきます。

まず、もともと教育委員会にありましたスポーツ、それから、文化は、今市長部局のほうで管理、執行して、その際、おっしゃられるとおり、文化財については除くという形に今なっております。したがって、除くとなっているということは、権限は教育委員会に残ったままということで、それはそのとおりだと思います。だからこそ、その部分については補助執行として市民文化スポーツ局に事務をさせているということでございます。つまりは、我々は教育委員会として事務をやっているわけです。そういう形になりますので、我々のほうでは専門知識を持った学芸員を配置して、文化財に関するいろいろな事務を適正にやっているというのが実情でございます。

それから、教育委員会議の重要なものということでお話があったと思うんですけども、教育委員会は権限を有しているからこそ、文化財に関する案件につきまして重要なものに関しま

しては、教育委員会会議に諮るということを今やっております。その内容につきましては、条例の改正であるとか廃止であるということと、審議会の委員の選定、この2件を重要なものとして諮っているということですので、それ以外の文化財の価値に係ることも含めて、我々市民文化スポーツ局が補助執行を適正に行っているというのが現状です。以上です。

○議長（田仲常郎君） 副市長。

○副市長（大庭千賀子君） 少し意思決定プロセスということで議員がもろもろの御指摘をされましたので、ちょっと御発言の中で今市民文化スポーツ局長がコメントしなかったところについて、私のほうで補足的に御説明させていただければと思います。

まず、なぜプロジェクトを優先することになったのかというくだりのところで、議員から事業費の増加を隠すための策じゃないかという御発言がございました。これについては、そういうことではございません。先日も申し上げましたように、このプロジェクトは市民が日常にお使いになる施設が老朽化して、耐震も含め非常に危険な状態になっております。このプロセス自体は平成26年度から進めておりまして、そういうこともございまして、大幅な大規模改修は今やっていないところでございます。その中で、この規模の施設を造る適地がないということが最大の今回の判断の理由となっております。

それから、もろもろ法律のことをおっしゃいましたけれども、市民文化スポーツ局長がコメントしていないところにつきまして、文化財保護法の第3条のことをおっしゃいました。確かにこれは理念を定めている規定でございます。ほかの規定の中で具体的な文化財の取扱いについて規定がされております。また、今回の判断につきましては、文化財保護法の中でも認められておりますように、まずは文化財を指定に向けて進めることについては所有者の意向、それから、その他の公益についても考える必要があるということも同じように文化財保護法で定められているところでございます。

また、地公法についての違反じゃないかという御発言もございました。これ私どもは法に基づいて適正に事務を執行していると考えております。

市長が遺構を現地保存しないということを決めたのは越権行為だということがございましたが、市長は遺構の取扱いについては判断しておりません。

市文局の補助執行の権限を越えているのではないか、これは専決規程に基づいて適切に判断をしております。

教育委員会が責任放棄したのではないかということについては、これは教育委員会事務局とは情報を共有しております。

あと林大臣とのやり取りのことをおっしゃいました。権限の整理でございます。これについても北九州市の整理はこのとおりにやっているとっております。

予算の件でございます。これは、あくまでも北九州市の場合は文化財保護の取扱いに関して予算が必要となった場合には、事業主体が予算を計上するというようになっておりますので、

建築都市局の予算であり、教育委員会に諮る必要はないと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）市民文化スポーツ局長。

○市民文化スポーツ局長（井上保之君）1点だけ、先ほど議員が1月24日に一部移築の決裁をとおっしゃられたんですけど、正しくは1月24日は発掘調査の終了届の決裁でございます。その点は私のほうから御助言させていただきたいと思います。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）今いろいろ御説明いただきました。大庭副市長から、多分文化財保護法の111条、遺跡のことの市の権限、所有権や財産権の侵害のことについて述べられたと思いますが、111条は史跡指定や仮指定をする場合のお話です。109条、110条にあるとおり、文化財保護法では指定や仮指定のために、その文化財の所有者の同意を必要とすることにはなっていません。現実には所有者の同意なしに指定することはありませんが、法的には同意を必要としないことになっています。所有者が個人や民間の法人などであり、もしもその所有者の同意なく国や自治体が強制的にその所有者の土地を史跡などに指定すれば、所有権、財産権が侵害されてしまいます。そのようなことの歯止めに111条はあります。門司遺構の場合は、そもそも所有者が市であり、門司遺構を保存することがすなわち市の所有権、財産権を侵害することにはなりません。むしろ遺構の保存は文化財保護法第3条にのっとりところであります。

そして、何度も繰り返しますけれども、市民文化スポーツ局は補助執行はできても、重要な事務を扱うことができないというのは今まで述べたものであります。そして、この遺構の移築は最重要な、文化財にとって重要なものではないのでしょうか。各界の専門家が皆さん口をそろえて、直ちに国指定だ、今後発掘調査が進めば世界遺産も目指せる、そう言っている重要なものであります。それを教育委員会会議の審議を経ず、この決定プロセスの中に関わっていないということが非常に問題だと思います。

これ教育長の見解を求めます。市民文化スポーツ局は、あくまで補助執行の機関でありますので、独立した機関としての教育委員会会議、教育委員会の代表である教育長の見解をお伺いします。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）村上さとこ議員も今おっしゃられましたように、教育委員会でよく誤解されるのが、教育委員会事務局を指しているのか、本来の意味の教育委員会というのは、あくまでも分かりやすく言えば合議体の教育委員さんたちの集まりで合議で決めるという委員会組織でございます。そういう意味で言うと、教育委員会の権限に関するものを市長の補助機関に補助執行させるというこの規定に沿えば、教育委員会の権限を市民文化スポーツ局が補助執行していると、局長が補助執行しておりますので、私が市民文化スポーツ局長の判断に対して

いろいろ物申すということは、ある意味、権限のそののところでは違うことになるかもしれません。

ただ、御質問を受けましたので、ちょっと法的整理は別として、私自身もそういう意味で言うと二重看板を掲げていまして、教育委員会会議の教育委員のメンバーの一人でもございます。そういう意味で言うと、メンバーとしての意見とすれば、将来的には例えば教育委員会会議で重要な事項としてこういうものを審議しましょうということが調整の上で、補助執行機関となっている市民文化スポーツ局から上がってきて、事務局で調整をして、教育委員会会議で重要というものはこういうものにしようということを審議するということはあるかもしれません。可能性は十分あります。ただ、制度設計の話の中で、今の制度を北九州市は取っているんですが、今の制度の下で取れるやり方をやっているのであって、今、村上さとこ議員が言われているのは、当不当の問題であって、行政的に言うならば、違法とか無効とかというものではないと考えております。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）お話を聞いていまして、補助執行はできても教育委員会が責任を持つんですよ。でも、最終責任も何も教育委員会は持っていないじゃないですか、今回のこの一連の流れで。そして、重要なものが何かというのも勝手に北九州市がマイルールで決めている、そういう点も問題だと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（田仲常郎君）進行いたします。9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君）自民党議員団の戸町武弘でございます。早速ですが、質疑に入ります。

まず初めに、市政変革推進プランについて質問します。

北九州市は、伸び悩む経済成長、少子・高齢化の進展、老朽化が進む公共施設、インフラ、ぜい弱な財政基盤といった構造的、複合的課題を解決するために北九州市政変革推進プランの策定を進めています。この市政変革推進プランは、未来をつくる改革と明記し、市政変革で生み出した財源を用い、次世代投資枠を確保するとしています。

そこで、3点質問します。

まず初めに、市政変革推進プランに掲載されているデータについての質問です。

市内総生産額は16政令市中12位、福岡市の半分程度、少子・高齢化は高齢化率政令市トップ、高齢者人口と生産年齢人口の比、1.8人で政令市中1位、公共施設等の老朽化は、市民1人当たりの公共施設の延べ床面積5.2平方メートルで政令市最大、ぜい弱な財政構造は、経常収支比率政令市中3位、市民1人当たりの市債残高は政令市中1位、市民1人当たりの市税収入13位とデータを掲載していますが、そもそも何を目的に他の政令市との比較をしているのでしょうか。

また、他の政令市と比較するのであれば、各データをどのくらいにするのか目標値を設定す

べきではないでしょうか。さらに、各データの平均値を出していますが、歴史や文化、そして、自然に対するリスクの違うそれぞれの政令市の平均値は数学的にどういった意味を持つのでしょうか。

次に、財政に対する認識について質問する予定でしたが、2月28日の鷹木議員の質問と同様の趣旨ですので、割愛をします。

最後に、投資的経費と市債残高について質問します。

市長、北九州市の課題の元凶は財政問題でしょうか。人口問題でしょうか。確かに他の政令市との財政の比較をすれば北九州市はぜい弱な財政ですが、国が示した基準では財政は健全ですという結論になります。これまで我々議会も行政も自然災害のリスクの低減や市民生活の向上のため投資的経費を使い公共工事をしてきました。その結果、自然災害に強く、上下水道が整い、どぶ川と言われた紫川がきれいになり、暴走運動が成功し、そして、公害を克服したすばらしい都市北九州市が出来上がりました。

しかし、その副作用として市債残高も高くなっていますが、北九州市はこれからが飛躍のときです。もうすぐ地域未来投資促進法により、農地を産業用地に転換できる可能性が出てきました。産業用地が誕生し、物流関連企業の誘致が成功し、洋上風力や半導体の工場誘致も成功すれば、雇用が増え、北九州市の人口は増加していくと想像できます。しかし、北九州市の財政が破綻という立場に立ち、投資的経費の削減を突き進めば、せっかく飛躍する可能性の芽を摘むことになります。投資的経費も市債の発行も、我々世代だけではなく、子供たちの未来のための環境も整備するものです。子供たち、さらに次の世代の子供たちがこれからも豊かな生活をしていくためにも必要なインフラは整備しなければなりません。

そこで、質問します。

市長は、投資的経費と市債残高の適正水準をどのくらいと考えているのでしょうか。

次に、北九州市中期財政見通しについて質問をします。

中期財政見通しは、今後の市政運営の参考とするため、財政当局が現時点で判明している地方財政制度を踏まえ、令和6年度当初予算案を基礎として、一定の条件の下で機械的に当面5年間を試算したものです。この中期財政見通しについて質問します。

まず、人件費について、令和6年度当初予算では1,116億円に対して、令和10年度の見込みが1,066億円と50億円の減となっていますが、近年の人件費等の上昇を反映しているのでしょうか、お聞きします。

次に、扶助費について、令和6年度当初予算では1,642億円に対して、令和10年度見込みが1,675億円と33億円の増となっていますが、高齢化社会を見据えると増加分が少ないと考えますが、見解をお聞きします。

次に、市政変革の取組による改善効果により、令和7年度から令和10年度まで毎年50億円の改善効果を出すとなっていますが、毎年50億円もの改善が見込めるのか、見解をお聞きしま

す。

次に、今回の予算事務事業の棚卸しで見直した151億円について、予算としてはどれくらいの削減効果が出たのでしょうか。

最後に、民間スポーツクラブ、リーフラスによる虚偽申請問題について質問をします。

まず、議会は日本国憲法第93条第1項により議事機関として設置され、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うとされていることを確認して質疑に入ります。

令和5年9月25日にリーフラスによる虚偽申請問題が発覚しました。この事件は、さきの議会で森結実子議員も問題視しましたが、令和4年11月に営利目的で学校を利用しているスポーツクラブがあるとの情報提供があり、教育委員会が調査をし、申請が虚偽であることが確認されました。申請書によれば、申請は個人名で、会費徴収なしでしたが、実際は会費を徴収し、使用者は法人でした。

12月8日に学校施設利用、営利で論争と新聞報道されましたが、この認識は全く間違いです。この問題の本質であり、我々が問題視しているのは、リーフラスが虚偽申請をしたという1点です。さきにも述べたように、議会は執行機関を監視する義務と権限があります。この虚偽申請が法に照らして合法なのか、違法なのか。また、子供たちや保護者のスポーツをしたい、させたいという気持ち、さらには教育委員会の子供たちが平等にスポーツをできる環境を整えたいという願いを踏みにじったリーフラスに対して、行政処分できるかどうかを議論すべきだと考えています。

そこで、4点質問をします。

まず、リーフラスに対して、学校施設の使用を開始した時期、各年度ごとの売上げなどを文書で照会したと聞いていますが、リーフラスからの回答を聞きます。

次に、令和4年11月にこの事件が発覚してもう随分時間がたちましたが、市の顧問弁護士との協議はどのような状況でしょうか。

次に、事件をなぜすぐに議会に報告をしなかったのか。

次に、12月議会での森結実子議員の市長答弁の訂正についてですが、森結実子議員の質問の趣旨は、令和4年度決算特別委員会第2分科会での市長答弁が、教育行政に対する政治的中立性の確保、個人的な価値判断や特定の党派的影響からの中立性の確保に鑑みて、越権行為をしていると主張しています。しかし、ここで答弁に立ったのが教育長です。市行政に対しての質問を教育行政の長である教育長が返答するという奇妙な事件が発生しました。

ここで、もう一度聞きます。

令和4年度決算特別委員会第2分科会での市長答弁を訂正したらどうでしょうか、市長にお伺いします。

以上で第1質疑を終了します。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず、市政変革推進プランについて、投資的経費と市債残高の適正水準をどう考えるのかということでございます。

投資的経費の予算調製方針につきまして、北九州市では投資的経費の水準が他の政令市と比較して高い時期が長く続いていたため、その財源である市債の人口1人当たりの残高が20の政令市中最も高くなっており、その償還に係る公債費も高止まりをしております。

そうした状況を踏まえ、今後の財政の健全性の維持と、将来負担の軽減につながる取組として、令和4年度の予算から620億円を投資的経費の適正水準と定め、その範囲で調整を行ってきたところです。この620億円を維持した場合、調整の枠外として扱っている新日明工場整備のための市債発行により、市債発行残高は一時的に増加するものの、令和6年度をピークに減少傾向に転じると見込んでおります。

令和6年度の予算編成に当たりましては、北九州空港の機能強化、利用促進を促す整備や、洋上風力発電関連産業の総合拠点の形成に向けた基地港湾整備など、北九州市の成長につながる事業への重点化を図るとともに、公共施設の老朽化対策予算を増加させるなど、必要な予算の確保に努めながら、620億円の範囲内である598億円で調整したところでございます。

議員お尋ねの投資的経費の適正水準の在り方については、先般公表した市政変革推進プラン案に掲げているように、今後着手することとしている市政変革の取組における経営分析の中で、令和6年度中に検討を行い成果を得るということにはしておりますが、その際、北九州市における社会インフラの整備状況、維持管理費等に係る財政負担、市債の償還等、将来負担の見込みを踏まえつつ、北九州市を取り巻く社会経済状況を踏まえ、総合的に検討を行うことになると考えております。子や孫の世代にこの町北九州市を堂々と引き継ぐことができるよう、着実かつ力強い歩みを進めてまいりたいと考えております。

それから、民間スポーツクラブ運営会社による虚偽申請問題について、令和4年度決算特別委員会での市長答弁を訂正したらどうかという御見解についてのお尋ねがありました。

令和4年度決算特別委員会第2分科会で、悲しんでいるお子さんが相当いるということ、これは看過できない問題である、教育委員会とも相談して再考することは必要だと思いと答弁しました。これは、子供の責任ではないところでスポーツをする機会を失い、仲間とスポーツができなくなった子供たちを考え、何とかフォローしてあげたいという趣旨の発言でありました。

学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関することは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方教育委員会に職務権限があることは当然のことでございます。したがって、本件については学校施設の目的外使用許可に起因するものであり、教育委員会の専権事項であるため、教育委員会が適切に対応しているものと認識しております。今回の発言は、子供たちが一番戸惑ってはいけないという受け止めを述べたものであり、行政の長として

教育委員会に指示をしたものではございません。以上です。

残りは関係局長等から答弁します。

○議長（田仲常郎君）市政変革推進室長。

○市政変革推進室長（白石慎一君）市政変革推進プランについてのうち、プランに掲載しているデータは何の目的に政令市との比較をしているのか、比較するなら目標値を設定すべきではないか、政令市の平均値は数学的にどういう意味を持つのかという御質問にお答えさせていただきます。

北九州市の行財政運営の在り方の変革を進めるに当たりまして、北九州市が克服すべき課題として掲げております、伸び悩む経済成長、少子・高齢化の進展、老朽化が進む多くの公共施設、インフラ、ぜい弱な財政基盤といった構造的、複合的な課題につきまして、北九州市の置かれている現状、立ち位置を議員御指摘のあったような客観的なデータに基づいてお示しをしているところでございます。

その際、同じ権能を有します政令指定都市間での比較を行うことで、単に北九州市のデータのみを示すことに比べまして、よりその現状について理解が進むものと考えているところでございます。なお、こうした類似団体との比較を平均値を用いて行う手法につきましては、政府においても取り入れられているところでございます。

なお、平均値とは、一定の母集団に属する主体に係る数や量を平均して得られる数値のことでありまして、当該母集団の中における相対的位置関係を把握する際の一つの目安になるものと考えております。

このように、議員御指摘のデータにつきましては、政府の手法も参考にしつつ、北九州市の置かれた現状や立ち位置を効果的に示すために用いたものでございまして、市政変革の取組や基本構想等に基づく取組に係る目標につきましては、例えば次世代投資枠の確保でありますとか市債の発行抑制、市内総生産額、社会動態など、こちら取組内容に即して設定をしているところでございます。

都市の成り立ちや現状につきましては、各政令指定都市において一様でないことは承知をしておりますけれども、そうした差異を踏まえてなお類似団体比較を行うことにつきましては、北九州市の現状や立ち位置を効果的に示し、考えていく上で有用であると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）財政局長。

○財政局長（上田紘嗣君）北九州市中期財政見通しについて順次お答えいたします。

お尋ねの中期財政見通しは、戸町議員からも御紹介ございましたとおり、市政運営の参考とするため、現時点で判明している地方財政制度を踏まえ、一定の条件の下で機械的に当面5年間を試算したものであり、平成29年度予算からお示しをしているところでございます。具体的には、歳入歳出の各項目につきまして、上昇傾向にある項目は過去の上昇率を反映し、増減の

少ない項目は最新の予算額に数値を固定するなど、それぞれの項目に見合った算式を用いて試算をしております。

御質問のうち、人件費について、近年の人件費等の上昇を反映しているのかという御質問でございましたけれども、この中期財政見通しでは、現時点で判明している制度等のみを反映するというので今申し上げましたけれども、そうしたこととしておりますため、労務単価の上昇や物価高の影響につきましては今後の動きが明らかでないことから、人件費の項目に限らず、全ての項目で考慮しておりません。

人件費の主な減少理由というところでございますけれども、給与を支給する人員の減少や定年延長に伴う変動、これを見込んだことによるものでございます。

そして、扶助費の伸びについて、高齢化社会を見据えると増加が少ないのじゃないかという御質問でございました。

令和6年度当初予算の1,642億円には、新たに非課税となった世帯への給付金等が26億円分含まれておりますけれども、これは現時点で令和6年度特有の事情と考えております。それで計上しておりますので、令和7年度以降の見込額には同給付金は計上されてございません。そのため給付金等を除いた実質的な令和6年度の予算額、1,616億円から令和10年度までの増加額、こちらにつきましては59億円となつてございまして、単年度当たり約15億円の増と考えることができようかと思ひます。

なお、お尋ねの高齢化社会を見据えた増加につきましては、扶助費の項目だけでなく、繰出金の項目にも後期高齢者医療関係経費が計上されてございまして、毎年約4億円の増加が見込まれているところでございます。

続きまして、毎年50億円の改善効果が見込めるのかという御質問でございました。この50億円の改善効果につきましては、令和6年度当初予算案を基礎として作成した中期財政見通しにおきまして、今後の市政変革の改善効果を反映させる要素として盛り込んだものでございます。今後本格的に実施していく予定の経営分析など、市政変革の取組を今後も着実に進めるとともに、毎年度の予算編成の中で財源確保や歳出の見直し等を進め、歳入歳出の両面から収支改善に取り組んでまいりたいと考えてございます。

そして最後に、予算事務事業の棚卸しによる削減効果についてお答え申し上げます。

この棚卸しでは令和5年度予算をベースに、全ての予算事務事業、約3,000ございましたけれども、こちらを対象に、その存在意義や在り方等につきまして市民のニーズや社会経済情勢の変化等、これらの視点から総点検を実施し、1,288事業につきまして151億円の見直しを行ったところでございます。

具体的には、これあくまで令和5年度予算ベースの見直し内容でございますけれども、1つとしまして、事業の廃止、これが13億円、2つ目としまして、事業の統合といたしまして7億円、3つ目といたしまして、事業内容の見直しとして131億円、これらの見直しに取り組み、

令和6年度当初予算案の編成において反映したところでございます。

中期財政見通しにつきましては、毎年その時点で見込み得る係数によって試算をしているところでございますけれども、市政変革、この取組による効果も含め、各項目の推移を注視してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）最後に、民間スポーツクラブによります虚偽申請問題につきまして、運営会社に対する文書照会の回答内容、市の顧問弁護士との協議の状況、事件をなぜすぐに議会に報告しなかったのか、この3つの御質問に対して併せてお答えいたします。

これまでの経緯でございますが、令和4年12月に教育委員会が運営会社にヒアリングを行いましたところ、活動していました市内延べ10校全てで営利活動及び虚偽の申請を行ったことを認めため、学校施設の使用ができない旨を伝えたところです。その後、虚偽申請行為への対応につきまして慎重に検討するために、学校への調査や運営会社へ実態把握のための確認を行ってまいりました。

運営会社への照会内容でございますが、具体的には今までのヒアリングに加えまして、令和5年11月に運営会社に対しまして、各学校におけます使用開始時期、使用時間など、そして、各年度の売上げ、さらに、使用回数、また、開催場所変更に伴って配布をしました保護者向けの案内文の内容、これらについて文書による照会を行いました。その結果、令和5年12月に運営会社から、使用開始時期及び時間、売上げ、使用回数につきましては弊社内部の情報であり、外部への開示を想定していないので、開示は御容赦いただきたいとの回答が文書でありました。

また、その際に、運営会社側から提出されました、令和5年2月に配布されました保護者向けの案内文には、今後学校施設が使用できなくなる理由として、教育委員会は民間企業の使用を全て停止していく方針という不正確な記述がございまして、保護者に対して誤解を与えるものとなっていることが判明いたしました。そのため、令和6年1月に運営会社に対して、当該保護者向けの文書を訂正して、正確な経緯を保護者に伝えるように申入れを行ったところであります。

次に、市の顧問弁護士等への相談についてでございます。

本市への法的な対応を検討するために、令和5年10月以降、市の顧問弁護士などに本県が詐欺罪などに当たるかなどにつきまして相談をいたしました。なお、市の顧問弁護士などへの相談の内容を公にすることにつきましては、今後の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがございますので、差し控えさせていただきたいと思っております。

議会への報告についてであります。学校施設の一時的な目的外使用につきましては、従来から学校事務提要に基づいて許可等を行ってきております。今回の件はこのルールに従って、運営会社に対して学校施設が使用できない旨を伝えたものでありまして、議会への報告が必要な

案件とは考えていないところでございました。

今後の対応でございますが、今回の事案を受けて、申請書に記載されている内容が目的外使用の規定に沿っているかというチェック、確認を徹底するように各学校へ通知を発出するとともに、各校長に対しまして注意喚起のための研修を行いました。今後とも学校施設の目的外使用許可を適切に行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君） それでは、時間が残っておりますので、第2質疑に入りたいと思います。

まずは、リーフラスによる虚偽申請問題について、技術監理局長、もし公共工事の指名業者が虚偽申請をしたら、どういった措置、行政処分が科されるでしょうか。

○議長（田仲常郎君） 技術監理局長。

○技術監理局長（丹田健二君） 公共工事の指名業者の虚偽申請を行った場合での措置でございます。北九州市の指名停止要綱では、市発注工事などにおきまして、競争入札参加申込書、その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるときは、当該認定をした日から1か月以上6か月以内の指名停止を行うと規定されておまして、契約の相手方を決定する判断に影響するような虚偽申請があった場合は指名停止となります。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君） そうですね。これが公共工事で虚偽申請をした場合、最悪の場合は指名停止ということになります。

それでは、リーフラスが令和5年度、教育施設を除く市の施設を有料、無料にかかわらず使用した実績を聞きたいと思います。

○議長（田仲常郎君） 建設局長。

○建設局長（石川達郎君） 我々が管理しております公園とかグラウンドがございます。この運営会社の令和5年度の公園、グラウンドの利用としましては、サッカー、野球がございますが、サッカー教室で45、野球教室で24のグラウンド、公園を使って、合計69の教室を開設されております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 市民文化スポーツ局長。

○市民文化スポーツ局長（井上保之君） 私どもは、スポーツ施設でありますとか、生涯学習センターとかありますので、把握できているもので、令和5年度で17施設の使用がございました。以上です。

○議長（田仲常郎君） 9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君） すごいですよね。不正行為したのに、現在でも市の施設を使っている。市長、これに対してどういう見解を持っているのでしょうか。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）それぞれの分野分野、それぞれの施設施設に定められたルール、その中で適切にやっているものと考えております。

○議長（田仲常郎君）9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君）それはそのとおりですね。しかし、これは非常に大問題だと思っております。

先ほど教育長の答弁でもございましたけども、市の顧問弁護士との相談状況というか、どんな状況かも我々は理解できない、じゃあどうしたらいいんですか。これ、間違いなく教育委員会は虚偽申請と認めているわけです。だからこそ、ここで自分も企業名まで勇気を持って出しているわけなんです。我々議員はこれまで様々な政策立案とかやってまいりました。そして、様々な住民要望があって、それを実現したりしていく。しかし、そもそも勝ち残ったときに我々がやるべき仕事は何か、これはやはり憲法にも定められているように行政の監視なんです。これをこのままにするつもりでしょうか、教育長。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）先ほど、今後の適正な事務の遂行に支障を来すおそれがあるので、内容については差し控えさせていただきたいと申し上げたのは、何も事務をけ怠しているわけではなく、この案件につきましては、先ほどこちらから文書の訂正で、誠実な文書を出すようにというやり取りをやっている、まだ決着しているわけではございません。そういう中では、私どもが例えばそういう弁護士等と忌たなく交渉した内容をここで開示することは、逆に言うと、対応が決まっていない段階では、関係者に対していろんなまた臆測を呼ぶおそれがございますので、開示は控えさせていただきたいと申し上げたわけでございます。これは情報公開条例のいわゆる判例でも、そういうふうな判例が出たことはございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君）これは、ちょっとリーフラスのホームページから取ったんですけども、会費は登録費8,300円、これ初回のみ、年会費が8,080円、そして、月会費が5,450円から8,600円となっております。これはホームページに書かれております。運営管理費710円ですね。これちょっと計算してみたんですよね。そしたら、約300人の会員が、もし子供の会員がいたとしたら、これ実は年2,400万円から3,600万円近い売上げが出ている計算になるんですよね。これがもし10年間やっていたとしたら、どんなにひどい状況が続いていたのか、それを先ほど教育長申し訳ないけども、議会に届ける案件ではなかったという判断をしたと。これちょっと議会を軽視していないですか。

我々は本当に真剣に政治をやろうとして考えてここに当選してきている、その中でじゃあこういったことをしっかり議論することが本来我々の日本国憲法に定められている義務なんです。この日本は法治国家です。先ほどの教育長の答弁では、途中経過だということなんですけ

ども、聞いていると、何か法律で裁けないと聞こえるわけです。しかし、私も自分の知り合いの弁護士に聞いた、そうすると、文書の変造または許可なく学校に侵入したということで不法侵入など、そういったことが想定されるというわけです。ちゃんと法律を、様々な法律を検討しているのでしょうか。もう一度答えてください。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）先ほど例えば技術監理局のほうから指名停止等の罰則的な市の別の規定もあるようなことも示されましたが、もともとこの学校施設の使用というのが、学校教育法上で学校教育で使っている施設を、支障がない限り公共のために使用させると、性善説でできている制度でございますので、ある意味、穴をつかれたといいたいまいしょうか、こういうふうな営利で利用されるってことを想定していない段階で、こういうふうな使用をさせる様々な規定を設けておりますので、減免制度だとか、そういうふうなところにつきましては、いろいろと規則があるんですが、逆に行政として相手方と戦うときに武器となる根拠まで整備していたかという、ちょっとそこところは反省する部分ではございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君）もうそれは反省はしてもらわないと駄目なんですけども、全ての法律を駆使して、考えて、ぜひ処分を考えてもらいたいと、これは要望したいと思います。

やはりこれから部活動の地域移行の話もございます。そういったときにひょっとしたら民間の参入も出てくるかもしれない。そして、小学校のスポーツをどうするか、これも子供たちがスポーツしたいと考えたときに、指導者がもし見つからなかった場合、やはりそこには民間の力を借りるということも今後考えられるわけなんです。だからこそ、リーフラスが今回これやったことが私は腹立たしいんです。そもそも、できなかつたらルールを破ってしていいかといったら、したらいけないんです。ルールがもし子供たちの妨げになるんなら、執行部や教育委員会や我々議会がルールをつくれるわけです。ルールを変更できるわけです。だから、我々がルールを変更するというのが正しいやり方なんです。それを見せるのも、子供たちに見せるのも、やはり我々大人の責任じゃないでしょうか。

先ほど市長から決算特別委員会の第2分科会でのことでもございました。最後の部分だけやったんですね。この第2分科会の全文は、一定の猶予期間を設けてルールどおりやったという政策判断、私が市長就任前ということでありますので、どういう考え方はよく聞かないといけませんけど、大きなルールの変更、大人のルールの変更で子供がやめなければならないとか、行けなくなった、それで悲しんでいるお子様が相当数いるということ、これは看過できない問題であるので、どういうふうにするのかしっかりと大人のルールで、子供たちがしわ寄せを受けたらいけませんから、それはしっかりと教育委員会と共に相談して、再考することは必要だと思いますと書いているんです。そのとおりなんですけども、これを読むと、素直に読んじゃうと、何かルールが悪いから子供たちが泣いている、ルールを適用したから子供たちが泣い

ているというふうに取りられちゃうんですよ。だから、森議員も私もルールの変更を、ルールではなくて、答弁の訂正をされたほうがいいんじゃないんですかという話をさせてもらいました。

別に、武内市長のこの答弁が悪いとかという話ではなくて、少し勘違いされますよということなんです。やはり子供たちにはしっかりとルールを守ること、ルールを守った先に全てのものがある、これを教育するのが本当の教育じゃないかなと思っています。特にスポーツなんか、ルールを守ることが最優先されるわけです。それをしっかり教育委員会のほうには子供たちに伝えてもらいたいなと思います。

そして、リーフラスに対しては、議員の皆さんこれ本当にこのままで見逃しますか。やはり常任委員会とかでこの件は私は議論すべきだなと考えております。ぜひ皆様方も考えてもらいたい。要望します。

そして、市政変革推進プランについてです。市政変革推進プランに関してですが、そのデータについて国も出しているということなんですけども、それはそのとおりだと思うんですよ。しかし、じゃあ国がそれを使って政策に反映させているんでしょうか。ちょっと見解を聞きたいと思います。

○議長（田仲常郎君）市政変革推進室長。

○市政変革推進室長（白石慎一君）データの件でございます。例えばでございますけれども、総務省におきまして、決算統計資料でございますが、政令市、各都市の人件費でありますとか扶助費でありますとか、地方債の残高等に関しまして、市民1人当たりの数値ということで、各年ごとに20あります政令市における順位を示したものをホームページで公開している例は、私ども承知をしております。ただ、それがどういった政策に生かされているかというところまでは把握はしておりません。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君）そうなんです。これ、各政令市のデータを個別個別に見たって何もそこから得るものはないと思うんです。どこの順位がどうだった、これでどうやって政策にそこを反映できるのかなと、自分はちょっと懐疑的です。そして、自分は目標値を設定すべきではないか、こういうデータを出したら目標値を設定すべきじゃないかって言ったんですけども、その点についてちょっと明確に聞き取れなかったので、もう一度聞きたいと思います。

○議長（田仲常郎君）市政変革推進室長。

○市政変革推進室長（白石慎一君）データの目標値でございます。私ども政令市の順位を示すデータはお示しをしておりますけれども、その政令市間の中で何位を目指すというような相対的な目標値は設定はしておりません。これにつきましては、他都市の政令市の将来値の推計が大変難しいために、こういう相対的なものについての具体的な目標設定、これは大変難しいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君） そうなんですよね、この各政令市の中で何位になったとかとって、何をしたいのかなと、これも全く理解できなかったです。

そして、ましてや平均値、このデータで平均値を出しているのはどういうことなんかなと。例えば財政の硬直化を示す経常収支比率、これは改善しないと駄目だということは、もうこれでよく理解できるんですけども、平均値を出して、じゃあ、平均値に近づこうとする努力をされるのかな、ちょっとそれを聞きたいと思います。

○議長（田仲常郎君） 市政変革推進室長。

○市政変革推進室長（白石慎一君） 確かに数字の悪いものにつきましても、よりよいものを目指していくということになろうかとは思いますが、現時点でその何位を目指していくかということまでは明確に考えているものではないかもしれませんが、私どもといたしましては、北九州市の置かれた現状というか、立ち位置というか、このあたりを考えていく上で、理解がよりしやすいのだろうということで、こういうデータをお示しさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君） 市民の方々がこのデータを見て理解しやすいと思われるということですね。これ平均値といっても、じゃあ各政令指定都市の状況が変われば、この平均値もどんどん変わっていく、だから、平均値を見ても自分は仕方ないなと思っております。今後データの出し方については、よくよく検討してもらいたいと思います。

そして、財政に対する認識で、2月28日に鷹木議員のほうからございまして、武内市長の話をしっかり聞かせてもらいました。現時点では財政破綻はしないと、そして、武内市長が在籍中のときは絶対にさせないという強い決意をもらいました。それで、私はちょっと北九州の諸問題の現況、これは人口問題だと考えています。これはなぜかといいますと、人口が急激に減少したんですね。その中で、全てのデータが当然ながら悪化するわけなんです。それはどうしてかという、そもそも100万都市としてこの都市はデザインされているからなんですね。

そこで、武内市長が前回の選挙のときに100万都市復活を掲げて当選したんです。私は、100万都市復活に大賛成です。ちょっとこの頃、武内市長がスローガンというようなことも時々口にされているんですけども、私はスローガンにするんじゃなくて、ぜひ武内市長にはこの100万都市を目指して頑張ってもらいたい。そして、これは北九州市民が望んだこと、望んだからこそ武内市長はここにおられると、私はそう理解しております。ぜひそこは頑張ってもらいたいんですけど、ちょっと決意を聞きたいなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（田仲常郎君） 市長。

○市長（武内和久君） ありがとうございます。戸町議員おっしゃっていただいたように、やはり北九州の底力を考えれば、まだまだいろんなところでチャレンジができるところがたくさん

あると。それに向かって経済力を伸ばし、都市の総合力を高め、そして、人口を取り戻すという、この手順をしっかり踏んでいこうという戸町議員の激励あるいは一緒にやろうという呼びかけ、これは私も大変うれしく思います。

もうくどくなりますけど、おととい大連市長に会って、本当にもう私も同じ姉妹都市でもあれだけどんどんもう堂々と稼いで、堂々と人口を増やして、堂々とそれをまた介護に回すんだとおっしゃっていましたが、それができるだけ北九州市にはポテンシャルがある。そして、この間も話しましたので繰り返しませんけど、やはり人口が減っていくということは、これは世代間の分裂、対立を生んでいくという意味でもよくない。やはり北九州市の誇る人と人のつながり、そして、絆をしっかり守っていく、コミュニティーを守っていくためにも、そこにチャレンジをしていくという思い、これを強く持ってやっていきたいと思いたいで、戸町議員はじめ議員各位にも、これ円安のときですからどんどんこういう投資チャンスがあるよとか、こういうような雇用機会をつくってくる企業があるよとか、こういうようなアイデアがあるよとか、そういうこともぜひ御指南賜りたいと思います。

○議長（田仲常郎君） 9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君） ぜひ頑張ってください。

それにちょっと関連してくるわけですが、投資的経費と市債残高の適正水準というところで、これは非常に難しいなどは考えますが、先ほどの答弁ではこれから様々なデータを見て考えるということだったんですけども、やはり水準ぐらいは持っていたほうが良いと思うんですよね。

その前に大連市長、北九州を訪問ということで、武内市長が悔しかったと、空港が3,400メートルだ。それをもう2本ぐらい造るとかという話も昨日ございました。そして、GDPもどんどん上がっていっていると。悔しいです。私も悔しい。そのための投資的経費ではないかなと考えています。

質問の中でも言ったんですけども、やはり投資的経費というのは、本当重要なインフラ等をつくるわけですね。それをベースにして企業誘致があったり、特にこれから農地の転用ができるのであれば、そこにもやはりしっかりと北九州市が投資的経費を使い、道路を通したりするわけなんです。だから、その辺、大体どれぐらいのことを考えているのかなというのは、御答弁も聞いたんですけども、それともう一つ、投資的経費は公共工事の発注額と量に密接に関係しているわけですね。これからの投資的経費の額によっては、公共工事をやられている方が経営をどうするのか、これも考えないと駄目なんです。例えば、今後人材を採用するのか、採用を手控えるのか、やはりそういったことも考えないと駄目ですので、もう本当に企業経営にも関わりますので、なるべく早く、どれぐらいの見通しになるのかというのを市民の方々にも知らせてもらわないと困るなと思っております。

そして、市債残高についてもそうなんですけども、武内市長は北九州にずっと住んではいな

かったから、もしかしたら理解していないと思うんですけども、北九州は企業誘致に本当に苦しんだ町なんです。何もしなくてこの市債残高が増えたわけではない。我々議会も頑張りましたし、そして、特に歴代市長、そして、そこにおられる行政マンの方々、そして、向こうにおられる行政マンの方々が本当に頑張ってくれている姿を我々議会は見ています。

それで空港もでき、港湾もでき、道路もでき、都市高速も北九州のものになっていった、しかし、なかなか誘致が進まなかった、それには1つは治安の問題もあったわけです。そして、治安が回復してきた、やっとこれから北九州、企業誘致が有利になるというところまで私はやっと来たのではないかなと思っております。

私も昔企業誘致に頑張ったときがありますけども、最後やっぱり治安問題で引っかかっていたんです。これがなくなったことは本当に北九州にとって有利なわけです。そのときに、やはり投資的経費の抑制というのをばんとやられてしまうと、本当大丈夫なのかなと思うんですけども、市長、その辺に対する見解はございますか。

○議長（田仲常郎君） 財政局長。

○財政局長（上田紘嗣君） 現在この投資的経費の関係について議論がございましてけれども、この投資的経費の在り方につきましては、令和6年度に基本的には議論していくということでございまして、この議論に当たりまして、投資的経費そのものが悪ということではなくて、やはりきちんとやっていく、質を向上していくというところ、また、先ほど議員のほうからもございました経済関係、業界の皆さんとの関係も含めて、そうしたところも総合的に考慮して検討していく必要があると思っております、この質を上げていく、未来に向かってきちんと次世代に向かっての投資をしていくということが重要かと考えてございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君） 市長。

○市長（武内和久君） 補足的に、戸町議員おっしゃっていただいたように、本当に今いい転機、チャンスを迎えてきていると思います。企業誘致していても、やはり多く聞かれるのは、北九州市といえばという、こういう言われ方するんですけど、ちょっと待ってくださいと、それがもう大きく変わってきたんですという話、そして、どんどんどんどん新しい北九州市のイメージ、前に進んでいこうとしてくる北九州市のスタンスを私からもトップセールスの場面などでしっかりとプレゼンテーションさせていただいています。

そういった意味で、今じわじわともう大分イメージも変わり始めているところもありますし、このチャンスをしっかりつかんでいくということ、これはもう全く意を同じくしているところでございます、このチャンスをしっかり取り戻すこと、これ別に何も町を痩せ細らせていく、町をデフレさせていくために変革しているわけじゃ当然ないわけでございます、町が発展するために変革をしていこうということ、そんな中で将来世代の負担も考えつつ、また、歳入をどう増やしていくか、そして、歳出をどう合理化していくか、賢いお金の使い方をどう

していくか、この両面からしっかりと市政変革を行うことによって、北九州市をここからもう一度大きく羽ばたかせようという思いの下でやっておりますので、戸町議員の思いと一にしているということは強調しておきたいと思います。

○議長（田仲常郎君） 9番 戸町議員。

○9番（戸町武弘君）ありがとうございました。もうぜひこの北九州が経済発展するところで頑張ってもらいたいと思います。

そして最後に、中期財政見通しの件についてなんですけども、扶助費に関しましては理解しました。そして、人件費なんですけども、令和4年度の中期財政見通しを見てみました。令和4年度の中期財政見通しを見ると、令和6年度の人件費は1,065億円だったんですね。現実には1,116億円で約50億円の増になっているわけなんです。それを見て、本当に大丈夫なのかなという素朴な疑問があったもので、この質問をしましたが、これまではデフレ基調だったんですけども、現在はインフレ基調というふうに政府も認めているのではないかなと思いますので、ぜひその辺の数字はしっかり把握してください。

そして、棚卸しの削減効果、先ほど、何億円、何億円、何億円と言ったんですけども、予算に対して本当に削減効果が出ているのかなというのは、これを見ただけじゃ本当に分からないんですね。今回、市債発行額が545億円で、対前年度比50億円増になっているわけです。一般会計の規模も、これだけでかくなってきている。だから、本当にこの棚卸しで予算の削減をされているのかどうかというのがよく理解できません。

今回、この質問をなぜしたかという、本当に実は自分財政を心配しております。というのも、今回市政変革推進プランに基づく予算の事務事業の棚卸しで、決算実績による見直しをしたためです。これは次年度に繰り越すべき100億円、これまで不用額として100億円出ていたんですね。そこを食っているわけですね。じゃあ、これ食ったことについて本当に大丈夫なのかなという素朴な疑問だったんです。このことにつきましては、詳細は中村議員が今後質問をしますので、ぜひ中村議員頑張ってください。

それでは、以上で終わります。

○議長（田仲常郎君）ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時30分休憩

午後1時30分再開

○副議長（本田忠弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質疑を続行いたします。50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）議場の皆様こんにちは。日本維新の会の有田絵里です。昼一番、今回かなり時間が足りない可能性がありますので、私今からかなり早口で話します。ぜひ今からは目と耳を開いて聞いていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速一般質疑に入らせていただきます。

年明けすぐ災害や事故があり、日本中に衝撃が走る中、1月3日に小倉駅近くの鳥町食道街が突然の火災に見舞われました。その際には、消防に関わる皆様が被害軽減に向けて迅速に動かれ、あれほどの火災であったにもかかわらず、誰一人と死者を出さなかったというのは、消防の皆様の日頃の訓練などの成果が出ており、本当に素晴らしいことだと思いました。様々な火災や災害を想定して日頃訓練などに御尽力していただいていることを、まずは改めて心から感謝を伝えさせていただきます。ありがとうございます。

ただ、今回の鳥町食道街の火災を受けて、市民の皆様はとにかく驚き、不安になり、そして、どうしてこのような火災が起こったのかとたくさんのお声を寄せられました。確かにこの場所は古い建物が多く、木造建築の密集地で、一度火事を起こしてしまうと一気に火が広がるような場所でした。ですが、この火災が起こる前には令和4年4月と8月に市内で起こった旦那市場の火災だけでなく、ほかの自治体では平成28年12月22日に起こった新潟県糸魚川市大規模火災など大きな火災が起こっています。そこで、大規模な火災の予防に向けて対策をしなければならぬと、消火器の設置に関する消防法改正が令和元年10月1日に施行、法整備も進み、消防局としては体制整備を積極的に行っていかなければならぬ状況だったと思います。

このことを踏まえ、市民の代表として本市の対応についてきちんと情報を伺いながら、しっかりとメスを入れていくことが必要ではないかと考えました。今回、私からの質問を通して、この一般質疑が終わる頃には、近年起こった市内の火災について、議場にいる皆さんや市民の皆様と真実に向き合い、重要な課題を共有できると考えています。消防局の皆様としては被害軽減にいつも御尽力いただいておりますが、あくまでも今回は火災予防を中心に質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、消防法第1条では、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともにあります。つまり、火災予防は消防の目的であり、また、消防組織法第1条においても災害を防除しとあり、未然に防いで取り除くということが消防の任務として重点課題の一つであり、これをないがしろにすることは法令違反でもあります。

そこで、今回の鳥町食道街の火災を事例とし、様々検証が必要ではないかと考えます。平成30年には、全ての飲食店に消火器の設置が義務づけられたがために、平成31年に初めて鳥町食道街の査察が行われたかと思えます。それまでは建物自体が立入検査を行っていなかったために、消防局としては把握されていなかったと思えます。だからこそ、この場所に対して火災予防のためにどういった対策を取られていたのかをお伺いしたいと考えます。

この後、査察ということについて幾つか質問いたしますが、この査察について御説明いたしますと、これは立入検査権を行使して現地に赴き、対象の建物に立ち入って火災予防に関する改善指導を行い、それを改善させることまでが仕事です。市民の安心・安全を第一に考え、これについての質問は徹底して行っていきたいと思えます。

そこで、5点伺います。

1点目に、鳥町食道街の火災を受けて、令和6年1月5日付で、緊急の火災予防啓発及び立入検査の実施について、消防局より各署に通知を行っていると思いますが、予防啓発と冒頭にあり、あくまでお願いベースの対策を取ろうとしているようにも思います。令和4年から本市は大きな火災を3度も経験しました。もはやお願いベースの対策ではなく、消防局職員が立入検査権を使い、確認した指摘事項を余すことなく文書指導し、必要があれば勧告などの上位措置に速やかに移行し、迅速に改善させるべきと考えます。なぜ今回の通知については、最も火災予防に重点を置かないといけな木造飲食店に対して、指導ではなく予防啓発を指示しているのでしょうか。立入検査権は違反や火災危険を発見し、行政指導や個別具体的な措置命令に基づき、指導、処分につなげるために行使する権限であり、予防啓発であれば立入検査権の行使は必要ないものと思いますが、どのような意図があったのか、お示してください。

2点目に、議場配付資料の1枚目を御覧いただければと思いますが、このチラシは指導の際に4つの注意事項が書いてあるものです。こちらは消防局が出しています緊急立入検査のときの通知文に、指導することを目的にこの啓発チラシも一緒に同封しているかと思いますが、その場を離れない以外の3つに関しては、防火管理者がいる店舗であれば、消防法違反として防火管理業務適正執行命令の該当項目になっていると思います。したがって、このチラシを基に考えると、啓発ということではなく、違反是正をさせなければなりません。また、防火管理者が必要のない店舗だったとしても、具体的な火災要因として積極的に文書指導し、改善まで指導を継続すべきと思いますが、なぜ啓発なのでしょう、お示してください。

3点目に、木造飲食店向けの予防啓発チラシに関しては、既に警防課職員や消防官OBの防火指導員が配布済みです。しかし、このチラシの右下に載っているグリスフィルターに関しては、そもそも北九州市火災予防条例に適合したグリスフィルターではありません。3枚目のチラシで使われている右下のグリスフィルターが条例に適したものです。今後の指導を徹底する上で誤った資料となっていますが、このグリスフィルターの写真に関しては何の意図を持って使っているのか、お示してください。

4点目に、令和4年度に特別査察があったと思いますが、これが且過の火災によるものであれば、また、市内で起こった問題だからこそ、徹底して火災予防に関わる改善が終わるまで指導をし続けるのが消防法の目的であり、必ず達成しなければならないことです。平成31年の時点で予防に関する是正内容があるにもかかわらず、情報開示をしていただいた中で、グリスフィルターの問題に関しては、指摘事項としてそれぞれの年度に発生していました。グリスフィルターはダクト火災の原因となる油の堆積を抑える火災予防の重要な設備です。平成31年の時点で一度査察のために立入検査をした後、継続指導や勧告書、警告書などの上位措置を行い、是正までの過程を行っていたのでしょうか、お示してください。

5点目に、鳥町食道街に関しての安全情報について、私は文書館を通して行政文書開示請求を行いました。その後出てきた書類に関しては議場の皆様に書類として3枚目に例として提出

しておりますが、店舗名や住所などが黒塗りされており、全ての書類がこのような形式で提出されました。平成15年の東京高裁判例で、安全情報に関しては防犯上の保護法益よりも優先されて開示されるべきであると示されている中、安全情報として判断されずに、査察の際にどの店舗がどのように指導を受けているのかが全く分からないようにされていました。開示請求を行った期間には、火事がある時点で起こっておらず、どのような指導をしていたのかを遡り、今後の指導方針などを考えていくために比較できるように、店舗情報は開示すべきだったと考えますが、なぜこの形式でしか開示できなかったのか、お示してください。

以上で第1質疑を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）まず、火災予防について総論的なお話にお答えさせていただきます。

本年1月3日に発生しました鳥町食道街をはじめとする魚町地区の火災で被害に遭われた方々に改めてお見舞い申し上げます。

本件火災におきましては、消防車など44台が出動し、消防職員、消防団員合わせて222名が懸命に消火に当たっていただきました。道路が狭かったことやトタン板が多かったことなどから、消火活動は大変困難であった、焼損状況は、焼損店舗数36、焼損面積2,730平方メートルで、北九州市の市場・商店街の火災の焼損面積としては5番目の規模となりました。

令和4年の旦過地区の火災を受けまして、火災予防対策の強化に努める中、令和5年の1年間の火災は、市制発足以来初めて200件を下回り、最も少ない件数となったんですけれども、やはり市民の防災意識の高まりにも手応えを感じていただけに非常に残念でございます。

北九州市では、旦過地区等での火災を受け、1つは、有識者による火災予防対策の在り方検討会の開催、2つ目は、消防OBの防火指導員によるきめ細かな防火指導の実施、3つ目、査察の強化など、火災予防対策を強化してきました。中でも、木造建築物が密集する地域内にある木造飲食店に対する立入検査につきましては、おおむね3年から5年に1回の周期で行っていたものを、令和5年4月から毎年行うように改めたことに加え、消防法違反に対する是正指導を強化するなど、取組を進めてまいりました。今回の火災に見舞われた鳥町食道街の木造飲食店等に対しましても、令和4年度及び令和5年度にそれぞれ2回、合計4回の防火指導を行うとともに、立入検査によって消火器の設置確認や是正指導を行ってまいりました。

市としましては、こうした取組を粘り強く進めてまいりますが、そうした中であっても、やはり火災予防は市民や事業者お一人お一人の防火意識を高めていただくことが基本であります。今後も粘り強く査察や指導、啓発を続けることで、市民の皆様が安心・安全に暮らすことができる、安らぐ町の実現を目指してまいります。以上です。

残りは関係局長から御答弁いたします。

○副議長（本田忠弘君）消防局長。

○消防局長（本脇尉勝君）それでは、商店街等の火災予防に関する5つの御質問に順にお答え

したいと思えます。

まず、1月5日付の消防局の通知において、立入検査による指導ではなく、予防啓発とした意図は何かという御質問と、防火管理者の有無にかかわらず、違反が改善されるまで指導を継続すべきなのに、なぜ啓発なのかという御質問にまとめてお答えいたします。

消防局では、今回の魚町火災を受け、北九州市内に約650店舗ある木造飲食店に対して、1月中に緊急の火災予防啓発等を実施する旨、1月5日付で各消防署に通知いたしました。一般的に、火災予防啓発とは、建物や店舗の関係者が自発的に火災予防に取り組むよう、消防職員が予防啓発を行うとともに、口頭指導も行うものでございます。

一方、立入検査は、消防法に基づき消防職員が建物全体を検査するものでございます。具体的な手順といたしましては、関係者と日程調整を行い、事前に図面を確認した上で、消防設備の設置状況のほか、避難経路となる階段や防火戸の維持管理状況を検査いたします。その上で、法令違反があれば是正するよう文書指導を行うものでございます。

今回の通知において、立入検査による指導ではなく、予防啓発とした意図でございますが、市内にある木造飲食店約650店舗のうち約220店舗に対しましては、今年度既に立入検査を終えていたこと、また、残りの約430店舗に対しましても、引き続き立入検査を行うようにしていたこと、さらに、今回の火災が飲食店街から出火したこと、これら3つを踏まえまして、コンロの周辺の防火指導にターゲットを絞り、迅速かつ広範囲に防火意識の徹底を図るためには、予防啓発が適当と判断したものでございます。

なお、予防啓発の際に違反が認められたものに対しましては、改善されるまで指導を続けることとしております。今後とも法令にのっとりた立入検査とともに、必要な場合には柔軟な形での緊急的対応を行うことを含め、効果的な指導、啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、予防啓発チラシに載っているグリスフィルターの写真は何の意図を持って使っているのかという御質問にお答えいたします。

消防局では、令和4年の旦過地区での火災を受け、火災予防対策の強化を図るため、予防業務の経験豊富な消防職員OBを防火指導員として採用し、店舗を直接訪問してきめ細かな防火指導を実施してまいりました。具体的には、令和4年は防火指導員を14名採用し、11月から3月にかけて木造飲食店約650店舗を対象に、2人1組で夜間も含め、1店舗につき2回を目安に指導を行いました。また、令和5年は8名を採用し、8月から2月にかけて木造商店街密集地域にある飲食店等約1,000店舗を対象に、前年と同様2回を目安に指導を行いました。

指導内容につきましては、チェックリストを用いてのちゅう房設備の位置、構造、管理方法の指導、また、消火器の取扱方法の説明と、実際に水消火器を使った訓練、さらには火災の怖さを体感してもらうためのタブレット端末の映像を用いた火災予防啓発などがございます。指導に際しましては、日々のちゅう房内のチェックポイントを写真つきでまとめたチラシを配布

し、注意喚起を図っております。

議員御指摘のチラシの中のグリスフィルターにつきましては、北九州市火災予防条例にある、排気中に含まれる油などを有効に取り除くことができること、及びさびに強い金属類で作られたものであることを満たしております、条例に適合しているものでございます。グリスフィルターにはほかにも様々な種類があることは承知しておりますが、飲食店関係者の理解を促す一つの例としてこの写真を掲載したものでございます。今後は、飲食店関係者の防火意識のさらなる向上につながるよう、チラシの写真を、より分かりやすいものにするなど、工夫をしながら丁寧な防火指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、鳥町食道街の飲食店のグリスフィルターについて、平成31年の立入検査後、これまでに継続指導や勧告、警告などの上位措置を行って是正していたのかという御質問にお答えいたします。

平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市の火災を契機に消防法が改正され、令和元年10月から、それまで消火器の設置義務がなかった延べ面積150平方メートル未満の飲食店も含め、火を使う全ての飲食店に消火器の設置が義務づけられました。この法改正を受け、消防局では保健所から提供を受けた飲食店リストを基に立入検査を行い、消火器の設置義務について周知を行いました。

通常、立入検査を行い法令違反が認められた場合、まずは違反是正に向け指導を行います。それでも是正されなければ、人命への危険度が高いものから優先して勧告、警告、命令といった上位措置に移行いたします。ただし、その判断に当たっては当該違反の程度、危険性、緊急性などを総合的に勘案し、慎重に行う必要がございます。

鳥町食道街の飲食店につきましては、平成31年当時は19店舗に対して立入検査を行い、7店舗においてグリスフィルターに関する違反を確認いたしました。令和4年4月の1回目の旦過火災後に緊急的に行った特別査察では、違反があった7店舗のうち4店舗は既に廃業等をしており、残りの3店舗のうち2店舗は、その後の指導の結果、違反を是正していました。残る1店舗につきましては、グリスフィルターの取付けについて粘り強く指導を続けた結果、令和4年度の特査査察後に店舗関係者から改修計画書が提出され、是正の意思が示されたことから、上位措置は要しなかったものでございます。今後とも法令違反が認められた場合には必要な上位措置を取ることを含め、適切に対応してまいります。

最後に、鳥町食道街の安全情報の開示請求について、店舗名や住所などが黒塗りにされているが、なぜこの形式でしか開示できなかったのかという御質問にお答えいたします。

議員御指摘の東京高裁の判例は、茨城県阿見町に対して住民が立入検査結果に関する情報公開請求を行ったところ、企業名が開示されなかったため不服として、住民側が水戸地裁に提訴したものであります。第一審では請求が棄却されましたが、第二審の高裁判決では、現に存在する建物を使用する住民の安全を守るためには開示が必要との判断から、本来であれば法人の

不利益な情報となる企業名等の開示を例外的に命じたものと承知しております。

北九州市におきましても、この判例を踏まえまして、立入検査結果通知書の開示請求などにおきまして建物の名称等を開示しているところでございます。しかしながら、鳥町食道街の飲食店は1月3日の火災で建物が焼失し、その結果、住民が当該建物を使用することができなくなりました。したがって、建物が現存することを前提とした東京高裁の判例とは状況が異なっており、仮に現存しない建物の名称等を開示した場合には、現に存在しない建物の態様に関する情報が公になることによって、当該建物に関係する方々に不利益が生じることが懸念される場所であり、北九州市情報公開条例第7条第2号にある、公にすることにより当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当すると判断し、開示しなかったものでございます。

こうした判断により、議員御質問の行政文書開示請求に対しましては、情報公開制度を所管する担当部局とも相談の上、立入検査日、立入り職員の氏名及び飲食店へ違反を是正するよう具体的に指導した内容などは開示し、飲食店の名称、住所の一部及び立会人氏名などにつきましては不開示としたものでございます。今後とも情報公開につきましては、住民の安全を守るという観点から適切に対応してまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）丁寧に御答弁ありがとうございました。

それでは、時間残り少ないので、このまま第2質疑を行ってまいります。

まずは、議場配付資料として提出しているチラシのことについてですけれども、こちらは平成4年12月に北九州市火災予防条例の一部改正があり、この中でちゅう房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの設置基準の通知が出ていることですね。この時点で配付資料のチラシを2つ皆様見比べていただければ分かると思うんですけれども、グリスフィルターの設置基準として、グリスフィルターの部分は条例で45度の傾斜がないといけないんです。多分写真を見ていただいたら分かると思います。万が一、このグリスフィルターの設置義務がある店舗でこのチラシを見た人がこのグリスフィルターがいいと設置してしまって、後からちゃんとした条例や法律の知識を持った消防署員が査察に行くと、これが条例違反だと指摘して変更を指示してしまった場合に、これは違法な国家公権力の行使になってしまって、国家賠償法が適用され、賠償責任を設置側から請求できるような間違いになります。それくらい大きな問題になりかねないような事例なんです。既にこのチラシを1月5日以降、市内の木造飲食店に全部配っているはずなんですけれども、こちらこのままにしておくのでしょうか、局長お考えお示してください。

○副議長（本田忠弘君）消防局長。

○消防局長（本脇尉勝君）先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、1月5日の通知とともに配布しましたこのチラシでございますけど、消防局としては条例にのっとった、条例に適合す

るものとしてこの写真を掲載したものでございます。その考えは変わりございませんけれども、ただ、先ほど申しましたようにグリスフィルターはいろんな形のものが出ておりますので、こういった形がいいのかというのは、これからも検討はしていきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）ありがとうございます。また再度御覧いただければと思うんですけども、先ほど申し上げましたとおり、平成4年12月に火災予防条例の改正が行われています。そこで明確に、明記されております。これに関して何も変更しない、今後掲載する内容に関しては考えられるということですが、簡単な問題ではないというふうなことを私としては指摘をさせていただきたいと思えます。

では、次に参ります。

次に、5番目の質問なんですけれども、この内容に関しては御答弁いただいた内容では納得いきません。北九州市の条例で当てはまる場所がある、7条2号ですね。ということがあることで黒塗りをしたということでした。高裁で勝訴したわけですが、そもそもの判例の趣旨が防災体制を知りたいとの意図で、対象の企業など安全情報を秘することにより守られる利益が本条に言う法人などや個人の正当な利益であると認めることができず、柱書きに基づき公開すべきという結論だったんです。したがって、条例の7条2号を理由に隠すのは、判例の趣旨がきちんと理解されておらず、安全情報を確認するための事実を隠蔽してしまっているようにも感じ、市民への不信感にもつながりかねない大きな問題だと感じています。

そして、情報開示を行った結果、鳥町食道街に関して、まず査察が令和元年から令和4年まで3年間もの間指導に空白があります。指摘した違反内容に対して同じような内容がどちらの年も変わらず発生しているところを鑑みると、後追いがちゃんとできていないまま放置されていたのではないかと見えてもしまいます。

そして、平成28年に起こった新潟県糸魚川市の大規模火災が起こったことを我が事として、木造密集地で燃えやすい建物が北九州市にもあると判断されているのにもかかわらず、この時点で対応が遅れているように見えました。これを見てしまうと、且過市場も鳥町食道街も起こるべくして起こってしまったのではないかと深読みされてしまってもおかしくありません。今後、これまでの火災を受けて、これからの市民の安心・安全を第一に前線で守るためにも、どのように消防局として火災予防について今後対応を変えていくのか、今のお考えをお示しくください。

○副議長（本田忠弘君）消防局長。

○消防局長（本脇尉勝君）これまでも大きな商店街火災、北九州市内で何度も起こってまいりました。そのたびに火災予防対策の強化についてはいろんな対策を積み重ねてまいりました。強化の歴史と言ってもいいのではないかと感じております。今回の火災を受けまして、我々と

しても且過の火災以降、かなりやるべきことはやっているというつもりではあったんですが、やはり起こってしまったというこの現実は重く受け止めております。

じゃあ何ができるのかということは、いろいろと議論してまいりましたが、やはり根本的なのは予防啓発、粘り強い予防啓発、立入検査等の指導もそうですけども、そういったことを粘り強く続けていくことによって、市民全体、事業者全体の意識を高めていくと、これが一番だと思っております。それはまた来年度以降もしっかりとやってまいりますし、あと来年度予算案として上げております、鍋とかそういったものを火をつけたまま放置した場合に、温度が上がれば自動的に消火するような装置の補助事業といったものもございまして、こういった形で少しずつ対策を強化してまいりたいと考えております。

あと、防火指導員、令和4年度、令和5年度、2年間続けてまいりましたが、これについても来年度以降も続けていきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）丁寧ありがとうございます。ぜひ今後火災予防について予防啓発をしっかりと今後も続けていただきたいと思っております。

ここまで様々予防について伺ってまいりましたが、私は現消防署の人事体制にも実は問題があると考えております。配付資料として皆様には4枚目にお配りしている書類の中で、今年の2月1日時点の消防署の人員配置が書かれているかと思えますけれども、予防に関する体制について人数が少なく、驚きなのが戸畑署に関しては予防課長が今年の8月から入院、その後11月には予防課の査察担当に関しても産休でいなくなっています。現在も代替りの人員はどちらもいない状態です。ただ、説明ではあくまで戸畑区に関しては加配で1人多めにしていたということでした。

ですが、予防の仕事というのは消防法だけでなく、建築法など様々な法律に関してプロフェッショナルでいなければならない大事な部署で、窓口業務に関して、窓口業務だけでなく現地に赴いて建物だけでなく、法律に基づいて設置されている火災予防、避難などに必要な設置器具などのチェック、状況を判断したりなど仕事量は多岐にわたります。そのような大事な仕事を割り当てられた火災予防に関する職務に対して、人員がいないままにしているという今の現状というのは、北九州市民や戸畑区民にはなかなか理解するのが難しい内容であり、細かいことではあると思いますが、市民生活にとってかなり大きく影響することだと思います。今後同様なことがあれば、ほかの地域もこのような人事対応なのでしょうか。

火災というのは乾燥しやすい時期にこそ起きやすいです。たまたま今商店街などで火災が起きなかったから大丈夫という安易な考え方でこの局の配置なのでしょうか。この件に関しては昨年にもきちんと消防局の方へお話しいたしましたが、人員の配置は総合的判断でできないという回答でした。火事、火災は、一度起これば命の危険をはらんでいます。だからこそ、市民の安心・安全を第一に考えれば、このようなことは決して許していいことではないと考えており

ます。この配置に関しては私は怒りすら覚えています。今後の人事体制についてぜひここで改めて御検討いただきたいと強く要望したいのですが、局長としてはどのようなお考えでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）消防局長。

○消防局長（本脇尉勝君）人員配置につきましては、常日頃から現場の状況をよく把握しながら、適正かどうかということをお案しながら進めているところでございます。定期異動もございますし、そのタイミングに合わなかった場合には、臨時的に必要な対応もしているところでございます。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）時間が参りました。

進行いたします。54番 井上議員。

○54番（井上純子君）皆さんこんにちは。井上純子でございます。傍聴にお越しの皆様、そして、ネット中継を御覧の皆様いつもありがとうございます。

質疑が長いので、早速移りたいと思います。

1つ目に、自治体存続をかけた財政運営についてであります。

私も今回の議会で最後にしたい言葉があります。財政破綻しそうな町第2位、私と武内市長はこの日本経済新聞の評価に触れて、本市の財政状況が厳しいことを問題視してまいりました。しかし、今北九州市が財政破綻するかしないかのわい小化した議論を出したいと思いません。もちろん長期で見れば財政破綻の可能性はありますが、重要なことは、人口減少社会において、地方が消滅するとまで言われている今、北九州市が衰退から成長への路線へ切り替え、存続する町になることです。そのためには、挑戦する余力、財源によってほかの町に負けない魅力をつくる必要があります。つまり財政運営は自治体の存続に影響すると言っても過言ではありません。

先日、福岡市が令和6年度予算案を発表しました。キャッチフレーズは、強くてやさしい福岡、都市の経済成長とともに財政状況を好転させ、税収を基に子育てや高齢者福祉などの住民生活の質の向上へ還元するという、武内市政が目指す好循環であります。令和6年度予算時点でも、福岡市の市税収入は3,706億円に対して本市は1,794億円、数年前までは約半分でありましたが、差が開き続けています。

市長選時から、武内市長と共に財政健全化の必要性をこたつで語り合ってまいりましたが、本市のように人口減少、所得低迷の衰退から成長に転ずるために、人、企業から選ばれる町を目指すための競争力が必要であり、その財源をつくるために、財政状況が厳しい中で、お金の使い方を見直す予算の模様替えという手段が必要であると説明してまいりましたが、子育て環境や福祉が充実するための優しさには、まずは町の財政力を向上させ、強さが必要であるということでもあります。

武内市長は、その志を変えずに、新ビジョンにおいても成長と幸福の好循環として、まずは

稼げる町としての経済成長を掲げ、令和6年度予算においては、事業総点検により見直し額151億円とともに、次世代投資枠111億円を確保した内容となっております。

さて、ここで令和6年度予算において評価を申し上げます。議場配付資料も用意しておりますので御覧ください。財政面については、予算規模だけで評価されることも多いですが、自治体財政とは予算規模だけではかることはできません。

1点目に、投資的経費の大幅増のため市債残高が大きく積み上がっていることです。これは前市政からのごみ焼却施設の建設方針を変えることが難しく、長期の歳出圧迫となる可能性があるということです。

2点目に、事業見直しは数値のパフォーマンスで実態は異なります。151億円で次世代投資枠111億円を捻出したように見えますが、その見直し額の半分近くが決算実績見合いのカットであります。一般財源の削減額は約22億円、決算時に不用額が発生すれば、次の事業費に充当されていく財源ではありますが、当初予算の財源調整用基金の取崩しも前年比で9億円増額、つまりこれは財源を前借りしただけの状態であります。財源調整用基金の取崩し加速は避けられません。また、事業見直しの視点の内訳を見ましても、市政変革の6つの視点による見直しについては、事業数は半数以下で、多くが内部管理費の見直しで終了してしまっています。

3点目に、事業見直しについて市民説明が足りない点です。見直し事業を一覧で記すだけでは、ただの削減、廃止とマイナスのイメージを与え、効果的に見直す新たな事業への移行など、事業縮小、削減のその先が見えづらく、市民理解が広がらないのではないかと危惧いたします。

4点目に、今後の市政変革による財源確保の実効性が乏しいことを上げます。事業見直しは令和5年度に行うのみで、令和6年度からは市政変革推進プランのアクションプランによる計画性と実行力が求められますが、それら計画はほとんど検討と表現するばかりで、金額を示すことがなく、財源捻出できるか期待し難いものであります。

以上の課題を踏まえ、次世代投資枠を確保し続けることは、現在の事業見直し状況では財政悪化を避けられません。先5年の中期財政見通しでは、収支ギャップが最大で約200億円生じる予測であります。決算時の不用額をこれまでどおりの100億円に設定し、さらに市政変革による財源捻出を毎年度50億円加えたとしても、財源調整用基金の最低必要金額250億円を割り込み、令和8年度予算編成時には予算組みができなくなることを示しています。人、企業から選ばれる町になるためには、成長路線に転ずる予算投資と、持続的な財政運営が必要であります。

そこで、伺います。

1つ目に、財政健全化への道筋についてです。財政状況が厳しい中で、次世代投資枠の財源確保を先行すれば、短期での財政悪化は避けられません。そこで、現在の機械的に財政悪化を示す中期財政見通しではなく、武内市長が今後期待する税収アップの見込みも踏まえ、財政健

全化の道筋についても反転攻勢の気持ちとともに、具体的な財政数値も含め示していただきたいと思います。

2つ目に、これは要望とします。事業見直しの実行に向けた市民への周知及び理解の拡大についてです。事業見直しは削ることが目的ではなく、市民の税金をよりよく使うことです。そのため、これまでの受益者視点だけの情報を一部切り取り、その情報によってはマイナスの印象だけが広がり、未来をつくる市政変革は理解されません。ぜひ広く市民に市政変革が理解されるよう、市長会見や市長のSNSを含め、市政だよりや市のホームページなど、情報を丁寧に広げる工夫をされるよう要望いたします。

2つ目の質疑に移ります。市民に信用される公共事業の発注についてです。

地方自治体における公共事業の発注は一般競争入札を原則とし、事業のスピード感や、事業内容によっては選定された事業者で入札を行う指名競争入札や、事業者があらかじめ特定される随意契約とされています。しかし、本市においては令和4年度実績で見ると、全業務委託契約3,300件のうち入札が約半数であり、残りの半数は一番優先度が低いはずの随意契約が占めています。

そこで、武内市政においてはマニフェストに示す既得権化した契約の見直しを進めるべく、指定管理者制度の見直しに着手し、一般契約においても令和5年11月に契約改革第1弾を発表し、約半数を占めていた随意契約のうち、一部を他社が参入機会のある入札もしくはプロポーザルの随意契約へ移行すると言われていています。契約数で言うと220件程度になるかと思いません。

ここで自治体行政における外的リスクを申し上げたいと思います。私も勇気を持って申し上げます。それは政治家の企業献金です。一部の国政政党が資金管理団体もしくは政党支部を通して、地方議員に献金が届くシステムであります。私は本市の公共事業の発注リスクを考える上で重要な視点であると考えています。なぜなら、この企業献金は令和4年度実績で県の選挙管理委員会が公表している事実だけでも、市議会議員でトータル年間4,000万円以上も流れています。ほとんどが市内の事業者であります。地方行政へ影響を持つ政治家に対する献金メリットを考えれば、地方行政は公正な契約を徹底するために、あらゆる抑止策を図ることは責務と考えます。

一方で、行政側においても官製談合のリスクがあります。実際に佐賀県神埼市では、プロポーザル方式において一部の事業者に情報を漏らす官製談合防止法等違反の疑いで逮捕される事案も発生しています。

元市職員で契約事務を行っていた私が言うのもなんですが、官製談合が十分に起こり得る環境であるということを指摘します。なぜなら、指名競争入札においては、あらかじめ事業者を選定すること、特に継続事業は指名業者が固定化すれば談合リスクが発生します。また、プロポーザル方式の随意契約は、もっともらしい選定理由ともなりますが、その選定方法となる審

査会の審査員については外部委員を入れることが望ましいとするも、全体で15%もの契約が内部のみで行われているということが判明しました。

そこで、要望いたします。

事業者選定における透明性の確保についてです。これは要望です。令和6年度予算の執行において事業見直しで、より貴重となる予算を、より透明性高く公正な契約事務に徹してほしいと思います。例えば、あらかじめ業者を選定する指名競争入札においては、指名業者の固定化を避ける。また、プロポーザル方式では、外部審査員と審査員の毎年度入替を義務化する実施要領の見直しを要望いたします。

最後の質疑に移ります。人口流出を止める対策についてであります。

日本全体が人口減少している中で地方が生き残るには、転入者を増やし、転出する人を減らすことや、生産年齢人口を全体として増やすことが重要であります。武内市政においては、選挙時から人口100万都市の復活への挑戦を掲げ、新ビジョンにおいても人口増に向けた道筋として、社会動態のプラスとともに、将来推計人口を常に実際の人口が上回ることを目指しています。そのため成果指標に社会動態プラスに加え、推計人口は自然動態を含めた将来推計人口を上回る人口を掲げています。これは最重要計画の目標値に示すのでありますから、夢ではなく実現していく目標と認識しています。

ここで、社会動態を分析すると、2015年から本市の社会動態はコロナ禍を除き改善してまいりました。これは前市政に対して指摘したように、地方創生事業による交付金ばらまきの効果ではなく、外国人の増加によるものであり、日本人の流出が止まっていません。

では、日本人の転出理由は何かという、令和5年度実施の市外転出者アンケートの結果を見ると、一番転出数の多い年代、二十歳から24歳は7割近くが就職であります。また、25歳から30歳にかけての一番の理由が転勤であります。つまり仕事です。働くために出ていく人が多いということを示しています。

特に男女比で数値を見れば、女性の転出超過が拡大傾向にあります。生産年齢の女性が減れば出生数の減少が加速します。そこで、武内市長は、新ビジョンの成果指標に女性の就業率、合計特殊出生率を掲げています。これは、仕事もして子供も3人産む、まさに自分のような女性を増やすことが必要なんですけれども、女性にどちらも求めるというのは苛酷であります。この実現には出産も産後の子育ても仕事復帰も全て誰かが支えなければ成り立ちません。私は、親の支援と保育所、職場の理解があって実現できました。では、このうち産後の仕事復帰体制はどうかという、実際に私が相談を受けるケースでも、保育所において兄弟児で1歳児の4月1日入所の空きがゼロという理由で断念したというものです。

市は、保育士の負担を軽減するために、1歳児は5対1の保育士追加の配置、新年度予算でも障害児に対する加配制度を拡充する予定であります。しかし、これとともに保育士が確保できなければ、受入れ人数が減るということです。実際に、出生数が減少していく中で、保育所

の令和5年12月の定員数は、令和4年6月と比較して減少し、充足率は94%まで上昇しています。さらに、国はこども誰でも通園制度の令和8年度からの本格実施を目指し、令和6年度から子供1人当たり月10時間利用可能な形で試行実施するといいます。既にこれに近い一時保育サービスでも、保育園によっては一時保育用の保育士を配置できないため、受入れを断るケースもあると聞きます。

昨年4月に開始した病児保育の無償化と同様に、サービスを拡充するなら、受入れの対策もセットであります。しかし、保育士の確保の状況はどうかというと、市内保育士養成施設の卒業生で、新たに保育士資格を取得した人数が令和5年度4月時点で334人であるのに対し、市内保育所等への就職数が98人、3割以下でありました。

一方で、障害児支援のニーズも増え続けています。実際に本市の児童発達支援も、事業所数が直近2年で56施設も増え、利用者数も330人も増えています。この業種においても保育士を求める施設もあり、求人を見ると、通常の保育施設よりも報酬が高い施設もありました。保育人材の取り合いが過熱しています。

また、福岡市では、さらなる子育て支援拡充を狙い、こども誰でも通園制度の試行においても、子供1人当たり月10時間ではなく、独自で40時間を利用の上限とし、保育士の確保についても独自で奨学金減免、家賃手当上乘せ制度も実施しています。

一方、本市は市独自で若年層保育士への処遇改善を用意していますが、1年目だけで5万円、2～3年目は月5,000円を助成しています。これに対して、大阪市は7年目まで毎年20万円を助成しています。これは保育料完全無償化を見据えて新たな保育士870人を確保しようという狙いということです。この状況では、本市は令和6年度の新たな保育士確保への対策はなく、このままでは国が進める異次元の子育て支援に本市は対応できないどころか、吸引力のある他都市への人材流出を見て見ぬふりしていると言っても過言ではありません。一歩遅れています。強い危機感を持って若い世代の定住に向けた現実的な支援事業が必要です。

そこで、伺います。

若者、子育て世代への現実的かつ即効性のある施策についてです。一番の人口流出の原因となる20歳代の就職に直接影響する地元就職促進の奨学金返還支援制度の復活を検討してはどうかと考えます。あわせて、就職の側面支援となる保育人材の確保に向けて、拡充強化すべきと考えますが、見解を伺います。

以上で第1質疑を終わります。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）まず、財政運営について、中期財政見通しの性質等と具体的な財政数値というようなお尋ねがございました。

お尋ねの中期財政見通しは、市政運営の参考とするため、現時点で判明している地方財政制度を踏まえ、一定の条件の下で機械的に当面5年間を試算したものであり、平成29年度予算か

らお示しをしているところでございます。具体的には、歳入歳出の各項目につきまして、上昇傾向にある項目は過去の上昇率を反映し、増減の少ない項目は最新の予算額に数値を固定するなど、それぞれの項目に見合った算式を用いて試算をしているところでございます。

御質問の税収増に向けた取組としましては、北九州市基本計画における主要な成果指標として、令和15年度までに名目市内総生産額4兆円を目指すこととしているほか、従業員1人当たりの付加価値額の増加や商業地地価の向上、社会動態のプラス幅の拡大など、具体的な数値目標を掲げているところでございます。また、先般公表した北九州市産業振興未来戦略素案におきまして、市内総生産額4兆円を実現するための具体的な戦略の案をお示したところでございます。

市税は、経済情勢や国際情勢の影響など様々な要因で変動することはもとより、国の税制改正の影響も大きく受けることとなります。したがって、基本計画や産業振興未来戦略などに掲げた各般の成果指標が市税収入に与える具体的な影響額を、中期財政見通しに反映させることは、一定の条件の下での機械的に当面5年間を試算するという考え方で作成されてきた中期財政見通しの性格になじまないものと考えています。

なお、中期財政見通しにおける市税収入の見込額は、内閣府が毎年経済財政諮問会議に提出をする、中長期の経済財政に関する試算で見込まれた経済成長率等を踏まえて算出しているところであります。この算出方法は、ほとんどの政令指定都市によって採用されているものと承知をしております。

いずれにしましても、新たなビジョンに掲げた成果目標の達成に向け、市政変革の取組の中で、税源のかん養につながる政策への重点化を図るなど、自主財源の確保に努めながら、一歩ずつ着実に取り組んでまいりたいと考えております。また、こうした取組の中で今日議員の御指摘のあった様々な方策、切り口については、また今後とも御指南いただければと思います。以上です。

残りは関係局長からお答えします。

○副議長（本田忠弘君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小笠原圭子君） それでは、人口流出を止める対策についてということで、その人口流出の原因となる20歳代の就職に直接影響する地元就職促進の奨学金返還支援制度の復活の検討をしてはどうか、また、保育人材の確保に向けた拡充強化との御質問に対してお答えいたします。

若い世代の社会動態の改善は、北九州市が直面する最も重要な課題の一つと考えておりました。北九州市が若い世代に選ばれる町になるよう、引き続き子育て環境の充実などに取り組む必要があると考えております。

議員お尋ねの北九州市の奨学金返還支援事業は、平成29年度から3年間募集いたしまして、525名が活用いたしました。事業開始前と比べまして、地元就職者が毎年増加するなど、一定

の成果、一定の効果はありましたが、一方で応募者の約4割が就職2年目までに離職や転職、転勤による市外勤務等となるなどの課題もございました。

このため、本事業は令和元年度に終了しておりますけれども、今般の国における奨学金に関する支援策の拡充などの動きを踏まえつつ、今後若者の地元定着を促す取組として、どのような効果的な方策が取れるか考えていくことにしております。

次に、保育士人材の確保についてでございますが、保育の質の向上等の観点からも重要な課題と認識をしております。そのため、北九州市では新卒保育士の確保、それから、潜在保育士の復帰支援、それから、保育士の負担軽減と離職防止、この3つの視点から取り組む必要があると考えております。

このため、新卒保育士の確保策といたしまして、保育士養成校を訪問しての説明会の開催、それから、北九州市独自の若年層に対する5万円の就職時準備金や、月額5,000円の処遇改善手当の支給など支援を行っております。また、潜在保育士の復帰支援といたしまして、保育士・保育所支援センターにおける就職相談等や、未就学児がいる場合の保育料の一部貸付けなどを行っております。さらに、保育士の負担軽減と離職防止のため、新たに令和6年度から北九州市独自に障害児加配の拡充を行うこととしております。これは保育現場からの強い要請に応えたものでございます。

また、今後は保育士人材の確保について、市内に限らず広域的に実施するなど、保育関係者等とも連携をしながら、より効果的に行ってまいりたいと考えております。今後も引き続き、若い世代の定住や安心して子育てができる環境づくりに向けた政策を推進してまいります。答弁は以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）御答弁ありがとうございました。

ちょっとまず、子育て、保育のことを要望だけさせていただきます。今されている現状を説明いただいたかなという印象です。ただ、加配というのは保育所の現場からの要望はそのとおりだと思います。私も保育士体験に昨年行かせてもらって、1人そういった手のかかる子がいれば、保育士の方が専従になってしまって、手がかかるといことも身をもって体験したわけなんです。実際に私の母も70歳近くになって保育士で働いているほど、保育士の現場はまだ少ないというのは身をもって分かっているんですけども、そこで、本当に難しい問題ですけども、そういった保育士の負担軽減を同時に進めるとともに、加配ということはすばらしいんですけども、その分定員が減ってしまう、国が進める誰でも通園制度でもっともっと受け入れられるよといっても、受けられる準備がまだまだ整っていないという、この課題は切実な問題だと思っております。これは厳しく受け止めていただいて、ちょっと新年度に関しては、他都市に比べて、子育て世代の流入だったり受入れに関しては人口に影響していくものだと思いますので、今後厳しくこれを受け止めていただいて、少なくとも人口の吸引力がある福岡市に

負けているという、本当になかなか優しさがまだ、優しさとなる財源がないから厳しいところはあるんですけども、ただ最初から若者の世代へのアプローチが出遅れてしまうということは、とても悔しい状況でもありますので、なるべくここは予算配置のところは、子ども・子育て支援については強化していただきたいということは強く要望します。

あと、財政のことですね、武内市長にすみません、追加で質問させていただきたいんですけども、今回中期財政見通しの形式的なところに答弁が偏ってしまったかなという印象なんですけれども、今回ほかの答弁でも、武内市長が財政破綻しないという、武内市長が市長でいる限りは財政破綻はないということ、これ心強い言葉ではあるんですけども、正直財政破綻というのはそう簡単にするものではないと私は言わせていただきたいと思うんです。短期でするものでもなくて、正直武内市政の中において、財政破綻寸前にはなるかもしれないんですけど、財政破綻するのはなかなか難しい、それにならないように努力して運営していくわけですから、やはり大事なのは余力をつくっていくために、財政健全化していくという約束であると思います。これについて武内市長、答弁をお願いします。

○副議長（本田忠弘君） 財政局長。

○財政局長（上田紘嗣君） 財政健全化に向けての取組ということでございますけれども、これまでも各種議論が出てきたところでございますけれども、市政変革におきまして歳入の確保、そして、歳出の合理化ということ、歳出歳入の両面から市政変革の取組を進めるということで、この財政健全化に向けても持続可能な財政運営をしていくためにも取組を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君） 市長。

○市長（武内和久君） そうですね。今おっしゃっていただいたように、これからやっぱりない袖は振れない、さっき強く優しくということをおっしゃいましたけども、やはり福岡市も物すごい税収が上がって、経済力も上がって、人口も上がって、もう悠々とそれで今どんどんどんどん子育てとか文化とか、ああいったことにどんどんシフトしているというさまは、真横で見ていると、これまた悔しいわけでございますけれども、しっかりと歳入増、そして、振れる袖をしっかりとつくって、次世代に向かったの投資、そして、医療や介護や福祉や文化や、もう本当にいろんな市民の皆さんのニーズにしっかりと応えられる、万般において応えられるような財政、こういう財政の健全な運営をつくっていくというような意気込みでやっていきたい、そのために市政変革もやっていきたいと思っておりますので、歳入歳出両面においてしっかりと手綱を握ってやっていきたいと思っております。

○副議長（本田忠弘君） 54番 井上議員。

○54番（井上純子君） 答弁ありがとうございます。まだまだ手段とする市政変革がまだ先が見えない中で不安要素は十分あるんですけども、財政健全化する、正直数年では悪化すると私は確信しています。ですから、そこから反転攻勢をかけられるように、収入とともにサービス

も対応できるように頑張っていたきたいということは要望したいと思います。

そこで、今回若者定着としまして、人口の流出対策としまして、奨学金減免制度、過去されて実績ありがとうございました。いろいろと課題はあると思いますけれども、他都市がそういった現実的な、どうしても今回北九州市が出した言葉、若者応援という言葉ばかりなんですね。私実際に中・高生の子供がいて、もう少しで北九州からいなくなるんじゃないかという子供を育てているんですけども、となると、応援するなら金をくれと言いませんが、応援する内容が見えないということはすごく残念だなと思っています。実際に兵庫県はZ世代を応援という言葉を使って、奨学金減免制度を地元と行政と企業で共に奨学金、実質負担ゼロの減免制度を打ち出して話題となっていました。そういったように20代で流出するということはデータとしても見えているわけですから、そういったどこに住もうかなと、動きやすい若者をしっかり定着させていく、このチャンスを逃してほしくないと思います。

ここ1つ新たに提案です。どうしても若者支援として提案するんですけども、若者の地元定着のため、今回応援のプロジェクトいろいろされると思うんですけど、できれば若者の地元定着のためのコミュニティー促進の要素を加えていただきたいと思っています。

今、岡山県がちょっと思い切った少子化対策なんですけれども、出会いの場をつくるという意味で、少子化対策になるということで同窓会支援事業を始めるということで、これ全国で話題になっています。どうしても実際に、先日子ども家庭局長の答弁でも、結婚を望む男女が、若者が8割以上いても、実際に交際している男女が2割台ということで、やはり出会いが足りない可能性がある、実際に転出者アンケートを見ても、25歳以上になると、仕事だけじゃなくて転出理由の第2位が結婚になってくるんですね。結婚相手がなくて北九州市から出ていっているという可能性も十分にあるのではないかと思います。

結婚奨励とかというと、なかなか個人の権利に踏み込むことなので、ちょっと難しいと思いますので、できれば出会いをつくる、コミュニティーが広がるのが重要だと思います。我が子どもどこに北九州住みたいかという、折尾と言うんですね。なぜ折尾がいいのかというと、若者がいるからと、若者は若者を呼ぶ力があると思います。実際に我が子も進路を変えそうになっているんですね。それが地元に残りたい理由が、彼女がいるからと言うんですよ。若者の恋のパワーって改めてすごいなと親として感じさせてもらうことが多いんですけど、やはりおいしいものも誰と食べるか、きれいな景色も誰と見るか、こういった人がすごく重要なんじゃないかと、結局人間の根本としてそういったところがあるのではないかと思います。ですから、大人や社会が結婚結婚と言うのではなく、若者のコミュニティーを広く広げていく、それがUターンになるかもしれないし、また、この地元に住み続けようと思うきっかけになるかもしれないと私は可能性を感じているんですけども、結婚という言葉を用いなくても結構ですので、市長として若者のコミュニティーを広げていく、これいかがでしょうか。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）今おっしゃっていた点、非常に重要な視点だと思います。点で人に向かってアプローチするだけじゃなく、面を使っていく、ここが非常に確かにその部分の政策というのはまだいろんな余地があると思います。つながりをつくっていく、同窓会のネットワークを使っていく、東京から引き寄せるときにも同窓会のネットワークは強力ですし、つながりに基づく若者のコミュニティー、これを利用していくということは今後もしっかり考えていきたいと思っています。

○副議長（本田忠弘君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）ありがとうございます。北九州市といえば同窓会で成人式が大イベントだと思いますので、ぜひ若者がコミュニティーとして出会っちゃうような機会をぜひ行政としても後押ししていただきたいということを要望して、終わります。

○副議長（本田忠弘君）進行いたします。22番 木畑議員。

○22番（木畑広宣君）皆様こんにちは。公明党の木畑広宣でございます。一般質疑を行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、物価高騰対策についてお伺いいたします。

現在、本市の経済状況は長く苦しかったコロナ禍をようやく乗り越え、再生に向けた歩みを始めようとしております。しかし、原油価格の上昇、高止まりや円安、食料品の相次ぐ値上げなど、昨年来からの物価高騰は、いまだ国民生活や事業活動に深刻な影響を与えております。物価高に負けない持続的な賃上げ、家計が実感できる所得向上の実現に向けて、しっかりと家計を支える対策が重要であります。

既に、物価高で特に影響の大きい低所得世帯への給付金は重点的に支援するため、賃金上昇の恩恵が及びにくい住民税非課税世帯などを対象に7万円の給付が開始されておりますが、速やかな支給が望まれます。今後はこれに続いて、住民税均等割のみ課税されている世帯などに対しては10万円が給付されます。また、低所得者の子育て世帯に18歳以下の子供1人当たり5万円の追加給付が実施され、対象児童は約2万8,600人で、給付費、事務費を除いて14億3,000万円が見込まれております。

6月以降には、所得税と個人住民税を合わせて1人当たり4万円の定額減税を実施し、減税分を引き切れない方には差額を給付することとなっており、給付対象者は約15万6,000人で、総額、これも事務費を除いて65億2,500万円が見込まれております。7万円の給付対象にならず、定額減税の恩恵も十分に受けられない、いわゆるはざまの所得層の皆様には、今般新たな給付措置が導入され、不利益を生じさせない支援となっております。市民の皆様へは物価高での暮らしに大きな安心を与える支援策になると期待しております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、住民税均等割のみ課税世帯や低所得者子育て世帯、定額減税の減税分を引き切れない方への給付措置の速やかな実施を強く求めます。お知らせの発送や申請期限、給付スケジ

ルールについて見解をお聞かせください。

2点目に、制度が複雑で、自分はいつ幾ら支援を受けられるのかが分かりにくいとの指摘があります。支援の見通しが立つことは生活の安心につながります。支援の全体像や個別の相談先を分かりやすく紹介するようなチラシやホームページの作成など、市民の皆様に分かりやすい広報をお願いしたいと考えます。

あわせて、迅速な支給に向け、申請から給付までデジタルで完結できるサービスの導入により支給体制を確立するとともに、市民の皆様からの質問に直接回答する問合せ窓口の設置に取り組んでいただきたいと考えます。見解をお聞かせください。

次に、中小企業等の賃上げ応援施策についてお伺いします。

デフレ完全脱却へ最も大事なことは、物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現であります。特に、さらなるベースアップの実現であるとともに、地域経済を担い、雇用の7割を支えている中堅・中小企業が持続的な賃上げを継続できる環境整備が喫緊の課題であります。公明党は、昨年10月に中小企業等の賃上げ応援トータルプランを提言し、企業の稼ぐ力を強化し、賃上げの原資をつくろうとする施策が動き出しております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、深刻な人手不足解消、生産性向上のための設備投資に役立つI o Tやロボットなどの汎用製品をカタログ形式で簡単に選択できる中小企業省力化投資補助事業が始まります。本市独自の支援策と併せて、こうした制度が中小企業の現場で十分に活用され、効果が最大限に発揮できるよう着実に推進していただきたいと考えます。見解をお聞かせください。

2点目に、中小企業への様々な支援策について最も大事なことは、中小企業の現場で活用していただくことであります。そのために、支援策の普及、活用を後押ししていただきたいと考えます。見解をお聞かせください。

次に、孤独・孤立対策についてお伺いします。

コロナ禍では、人につながりたくてもつながれずに追い込まれる社会的孤立をめぐる課題が顕在化しました。2023年版の厚生労働白書のテーマは、つながり・支え合いのある地域共生社会であり、深刻化する孤独・孤立の背景を分析、加えて、日本人の意識調査を基に、人間関係の希薄化が進んでいることに言及し、孤独感を抱く人の増加にも触れております。さらに、本人からの申請を受けて開始する支援、受動的な支援にとどまらず、積極的に支援が必要な方のいる場所に向いて働きかけるアウトリーチによる支援、能動的な支援が求められる。自ら支援を求めることのできない方や、支援につながることに拒否的な方などに対して早期に届けることが重要であると強調しております。

助けを必要とする人に支援を届けるには、支援する側と結びつけるつなぎ役が欠かせません。ボランティア団体やNPO、そして、幅広い地域住民皆様の協力による共助が一層必要であり、いのちをつなぐネットワーク事業の強化も重要だと考えます。

近年、社会で孤立し、周囲との接点が乏しく、自らの不遇を悲観した末、無差別に罪のない人を襲う凶悪事件があり、例えば京都アニメーション放火殺人事件では、京都地裁は本年1月、被告に死刑判決を言い渡しましたが、事件の背景に周囲からの孤立が影響した点も否定できないと指摘しております。孤独・孤立に悩む人を社会がどう支えるか、重い課題を残す判決でもあり、こうした犯罪を社会の教訓とし、行政などによる支援の在り方を検証、再考して、今後の孤独・孤立対策に生かすべきであると考えます。

国は2021年に策定した孤独・孤立対策の初の重点計画で、行政やNPOの訪問型支援、SNS、電話での相談対応などを示し、本年4月には、我が公明党の主張によって孤独や孤立を社会全体の課題と位置づけ、自治体に対し孤独・孤立対策地域協議会の設置を定めた孤独・孤立対策推進法も施行されます。

そこで、推進法の施行に伴い、本市が2022年に設置した北九州市孤独・孤立対策等連携協議会の機能がどのように変わり、また、今後の孤独・孤立対策にどのように対応していくのか、本市の見解をお聞かせください。

最後に、RSウイルス感染症についてお伺いします。

RSウイルス感染症は、毎年夏の終わりから冬にかけて流行し、生後1歳までに半数以上が、2歳までにほぼ100%の小児が1度は感染するとされており、主に接触と飛まつで感染が広がります。また、年齢を問わず、生涯にわたって繰り返し感染しますが、成人の場合は鼻風邪程度の軽い症状で済む場合が多いのに対して、年齢が低いほど重症化しやすく、肺炎や気管支炎を引き起こすことがあるため、注意しなければならない病気です。

近年では乳幼児のみならず、60歳以上の成人、高齢者の主な呼吸器感染症の一つとなっており、呼吸器系に悪影響を与え、場合によっては重症化する可能性があるとのこと。具体的には、高齢者は加齢に伴う免疫低下や、特に慢性閉塞性肺疾患、COPD、ぜんそく、鬱血性心不全などの併存疾患のため重度の感染症となるリスクが高く、肺炎、入院、死亡などの重症化につながる可能性が報告されております。成人、高齢者におけるRSウイルス感染症は、予防に加え、それに伴う併存疾患の増悪を抑制することが重要になると言われております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、本市におけるRSウイルス感染症の発生状況や治療方法、予防方法等について見解をお聞かせください。

2点目に、RSウイルス感染症への疾患の周知や注意喚起の徹底が必要であり、特に60歳以上の成人、高齢者に対しても重要だと考えます。見解をお聞かせください。

以上で私の第1質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）まず、中小企業等の賃上げ応援施策につきまして、中小企業省力化投資補助事業等の推進、支援策の普及、活用の後押しというお尋ねがございました。

北九州市の地域経済の要である中小企業、現在人手不足や原材料高などの課題に直面しており、物価上昇を上回る持続的賃上げや、その原資を生み出す生産性の向上などは大変重要な課題であると認識をしております。

こうした課題に対応するため、昨年11月に成立した国の補正予算におきまして、議員御案内の人手不足解消や、生産性向上のための設備投資を支援する中小企業省力化投資補助事業が実施されることとなりました。

また、賃上げを直接的に支援する制度として、1つに、賃上げを行う中小企業に設備投資の費用を助成する業務改善助成金、2つ目に、賃上げに取り組む企業の税額を控除する賃上げ促進税制の拡充等が行われております。

こうした中、北九州市におきましても独自の取組といたしまして、1つ目に、賃上げと生産性向上のために設備投資をした中小企業に対する補助金や、設備投資に係る固定資産税の減免、2つ目には、産業用ロボットの導入を支援する補助金、3つ目には、IoT機器の導入等のデジタル化を支援する補助金など、中小企業の賃上げや生産性向上の支援に取り組んでいるところでございます。

また、生産性向上に係るワンストップ支援として、北九州市ロボット・DX推進センターにおきましては、設備導入や補助金活用に関する無料相談、現場の課題分析や最適なシステム提案を行う専門家の派遣、企業のDXをけん引する人材を育成する講座などを実施しているところでございます。

このほか、福岡県や北九州商工会議所におきましても、企業規模やニーズに応じた各種支援を実施しているところであり、それぞれの機関が役割と機能に応じて、中小企業における賃上げと生産性向上の支援に取り組んでいるところでございます。

こうした様々な支援策は、議員が御指摘のとおり、実際に中小企業の現場で活用され、効果が発揮されることが重要であります。このため、各機関の支援策の周知につきましては、北九州市におきましては広報紙の配布やメールマガジンの配信、企業への個別訪問等、様々な媒体や機会を通じて積極的かつタイムリーな情報発信に努めているところでございます。また、このような支援策の紹介に加えまして、DXの導入の成功事例の動画の配信、個別の課題に対応するための伴走型支援など、企業に寄り添ったきめ細かな普及、活用促進にも努めているところでございます。

北九州市の中小企業は、市内企業の99%、従業者数の約8割を占め、地域経済の基盤を支える重要な存在であり、先日素案を公表いたしました北九州市産業振興未来戦略におきましても、地域企業の成長、発展と高付加価値化を戦略の一つに掲げているところでございます。今後とも、中小企業省力化投資補助事業をはじめといたしました様々な支援策の活用を促していくことにより、中小企業の実産性向上と持続的な賃上げの実現につなげてまいりたいと考えております。以上です。

残りは関係局長からお答えいたします。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）残りの御質問に順次お答えいたします。

まず、物価高騰対策につきまして、新たに追加される給付の速やかな実施に向けた給付スケジュールについてお答えいたします。

昨年12月、国は経済対策に基づく物価高騰対策として、従来の住民税非課税世帯への支援に加え、新たな給付を実施することとしました。各自治体においては速やかな対応が必要と考えております。

新たな給付のうち、1つ目は、住民税均等割のみ課税される世帯への均等割のみ課税給付、2つ目に、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税されている世帯への子供加算、この2つについては、国から本年2月から3月頃をめどに順次支援を開始することを目指すと示されております。

このため、北九州市では均等割のみ課税給付及び子供加算の実施に必要な経費について、本年1月に補正予算の専決処分を行いました。その上で、均等割のみ課税給付につきましては、プッシュ型給付の世帯に対し2月上旬に関係書類を発送しており、本日3月1日、支給を行うこととしております。その他の世帯には関係書類を2月26日に発送しており、返送書類を審査の上、3月22日以降順次支給を行い、4月末を申請期限としております。

子供加算につきましては、プッシュ型給付の世帯に対し3月下旬に関係書類を発送し、3月末に支給を開始する予定でございます。その他の世帯につきましては4月から申請を受け付け、書類審査の上、5月から順次支給を行い、6月末を申請期限としております。

次に、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付につきましては、本年6月3日を目安に事務処理基準日を設定することとされておりまして、7月以降の着手開始を見込んでおります。引き続き以上の予定に基づき支給手続を進め、対象となる方々に適切に支援を届けるよう努めてまいります。

次に、給付金の分かりやすい広報と迅速な支給に向けたデジタル化、問合せ窓口の設置について御答弁いたします。

昨年12月以降、国の物価高騰対策により複数の給付金事業が設けられております。対象世帯や給付金額等も異なることから、市民に分かりやすい広報が重要と考えております。現在、市のホームページでは総合案内ページを設け、各給付金の名称一覧を掲載しております。それぞれの名称をクリックすれば、個別の詳細ページを参照できるようになっております。今後は、支援の全体像を円滑に理解できるよう、速やかにホームページを改善し、各給付金の概要や実施状況など、一定の情報も総合案内ページで確認できるようにしたいと考えております。あわせて、支援の全体像や相談窓口を紹介するチラシも作成し、広報に努めてまいります。

次に、現在実施しております住民税非課税世帯や均等割のみ課税世帯への給付では、オンラ

インでの振込先口座の登録や変更等の申請の手続を可能としております。申請の受付後は、システムにより審査事務の効率化を図っているところでございます。

さらに、市民からのお問合せには、コールセンター及び区役所への相談窓口の設置に加え、A Iが応答を行うチャットボット、また、対象者ごとに手続の進捗が確認できるシステムを新たに導入しております。このようにデジタルも可能な限り活用し、迅速性や利便性に配慮した支給体制、問合せ窓口を整備しているところでございます。

来年度は、令和6年度住民税で新たに非課税や均等割のみ課税となる世帯への給付や、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への調整給付の実施が予定をされております。これらについても国から示される制度の詳細等も踏まえ、適切な支給体制や問合せ窓口の整備に努めてまいります。

次に、孤独・孤立対策についての御質問にお答えいたします。

少子・高齢化等を背景とした社会環境の変化により、人と人とのつながりが希薄化する中、孤独・孤立の問題は重要な課題と認識しております。そのような中、基本理念や国等の責務、施策の基本を定めた孤独・孤立対策推進法が今年4月に施行されます。この法律では、自治体の努力義務として、地域住民や関係者相互の連携と協働を促進する取組や、個々の当事者等への支援内容について協議する、孤独・孤立対策地域協議会の設置などが求められております。

議員お尋ねの北九州市孤独・孤立対策等連携協議会は、市内の支援団体同士の連携体制の構築を目指しまして、令和4年2月に立ち上げ、団体間の活動紹介やケーススタディー、支援現場の見学会など、顔の見える関係づくりを進めてきました。今後は、法に定める関係者の連携、協働を促進する場と位置づけ、連携を深める取組を継続していきます。

また、社会的な孤立等の複雑で複合化した個別の課題に対応するため、重層的支援体制の準備事業を今年度開始しております。この事業では、北九州市の包括的な支援体制の先駆けであります、いのちをつなぐネットワークを基盤に、相談内容にかかわらず、各種相談窓口や関係機関が分野を超えて協力することで、困難度の高い相談を包括的に受け止める体制づくりを目指しております。

そのため、法で設置が求められる孤独・孤立対策地域協議会につきましては、この重層的支援体制を構築する中で位置づけていくこととしたいと考えております。引き続き、重層的、包括的な相談支援や連携協議会を通じた団体による支援の輪を広げ、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会へ向け取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、RSウイルス感染症についてのお尋ねでございます。発生状況や治療方法、予防方法等、また、疾患の周知や注意喚起の徹底についての御質問にまとめてお答えいたします。

RSウイルス感染症は、感染症法の5つの類型のうち第5類の感染症に分類されている呼吸器の感染症でございます。症状としては、発熱、鼻水などの軽い風邪のような症状から、重い肺炎まで様々であります。乳幼児が初めて感染した際には、より重症化しやすいと言われて

おります。また、慢性呼吸器疾患等の基礎疾患を有する高齢者においては、急性の重症肺炎を起こす可能性があることから、その予防対策は大切であると認識をしております。

現在、感染症発生動向調査として、医療機関から患者の発生状況が報告されておりますが、この調査によりますと、近年は全国的に春から初夏に継続して増加し、夏にピークが見られております。

北九州市内24か所の小児科定点医療機関の報告によりますと、本市におきましても今年度は5月下旬から感染が拡大し、6月には1つの医療機関で1週間に診断された患者数の目安となる定点報告数が6.88人となり、過去10年で最も高い数値となりました。また、医療機関からの情報では、乳幼児を中心に感染が拡大した一方で、高齢者においてもり患し、重症化するケースが見られたとのことでございます。

治療方法につきましては、特効薬がないことから、解熱剤の投与などの対症療法が中心となります。

予防方法につきましては、感染経路は接触感染と飛まつ感染であることから、接触感染予防としましては、日常的に触れるものの消毒や、流水、石けんによる手洗い、それから、飛まつ感染対策としましては、呼吸器症状がある場合のマスク着用が重要となります。また、昨年9月には、国におきまして60歳以上を対象としたワクチンの製造販売が承認されたところでございます。

このような状況を踏まえ、北九州市ではホームページ等を通じて、RSウイルス感染症の症状や治療方法、感染経路のほか、手洗いなどの基本的な感染対策について啓発を行ってまいりました。また、市内の発生状況を毎週公表し、感染の拡大に合わせて注意喚起を繰り返し行うとともに、乳幼児や高齢者が感染した場合は、重い肺炎を引き起こす場合があることなども周知をしております。さらに、高齢者施設や保育施設等に対し、感染症対策研修会を実施するなど、施設の感染防止対策にも取り組んでいるところでございます。

議員から、特に60歳以上の成人、高齢者に対する注意喚起が必要との御指摘でございますが、このように北九州市としては、乳幼児や高齢者などの重症化リスクの高い方を守るためには、60歳以上の方々を含めた幅広い世代に対する予防啓発が重要であると考えております。今後とも様々な媒体を活用して注意喚起を行うなど、感染対策により一層努めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）22番 木畑議員。

○22番（木畑広宣君）前向きな御答弁本当にありがとうございました。

それでは、第2質問をさせていただきます。

まず、RSウイルス感染症についてですが、これは乳幼児の呼吸器感染症としては知られておりまして、発熱やせきなど風邪のような症状が出る病気ではありますが、60歳以上の成人、高齢者の方や基礎疾患のある方が感染すると肺炎などを引き起こし、重症化するおそれがあると

いうことをございます。

そこで、このRSウイルスには治療薬がありませんので、唯一のウイルスに対抗する手段としてはワクチン接種があります。本年1月に、60歳以上の成人、高齢者を対象としたワクチンが発売をされまして、重い症状になるのを防ぐ効果や、発症を防ぐ効果が期待されているそうです。また、60歳以上の成人、高齢者におけるこのRSウイルス感染症は、今まで感染予防のためのワクチンや、重症化した場合の特異的な治療法もないことから、疾患に対する実態の把握が困難な感染症の一つであったということをお聞きしております。

大手製薬会社の研究グループの推計によりますと、日本国内でこのRSウイルスに感染して入院する60歳以上の人は、1年間におよそ6万3,000人の方が入院して、亡くなる方はおよそ4,500人と推定をされております。このRSウイルスは外来で診断されにくいことから、知らない方も多くいらっしゃいます。

例えばですが、これはインフルエンザと比較した場合の死亡率であったり、また、60歳以上の成人、高齢者の方へのワクチン接種の意義とか、また、周知について本市のお考えがあれば、見解をお聞かせください。

○副議長（本田忠弘君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）議員のおっしゃられるとおり、小児に多いと思われているところではありますが、やはり60歳以上の方も予防が大切ということをございます。また、ワクチンも発売はされましたけれども、これについては国が法に基づいて有効性等を審査、承認しておりますので、接種の意義は認められるものかなと思っております。

また、予防の周知につきましては、先ほどの御答弁に申し上げたとおり、しっかりと行っていきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）22番 木畑議員。

○22番（木畑広宣君）御答弁ありがとうございます。

要望ですが、ワクチン接種費用についても、任意接種となっておりますので、接種回数は1回の接種ということでありまして、費用は医療機関にもよりますが、2万5,000円前後と言われております。RSウイルス感染症は疾病負担も大きく、また、特異的な治療薬もないために、ワクチンによる予防が重要と考えます。さらに、より多くの方々をこのRSウイルス感染症から守るためには、一人でも多くの方にこのワクチンを届ける必要があると考えます。そのためにも公費での助成が望まれますので、国への要望を通じて、またぜひ御検討していただきたいと、これは要望させていただきます。

次に、孤独・孤立対策についてでございます。

まずは、これは要望ですね。孤独・孤立の状態にある人は、悩みがあっても言い出せずに、追い詰められるケースが少なくありません。地域内で生きづらさを抱える人とつながり、SSをつかんで支援に結びつける体制づくりが求められております。

本市においても、孤独・孤立対策は本当に全国に先駆けたすばらしい取組をしていただいておりますが、他都市においての先進事例として、市民ボランティア、これはつながりサポーターを養成する鳥取市の取組があります。地域での声かけや見守りで支援が必要な人を見つけ出して、支援機関との橋渡し役を担っております。これは国からもモデルケースとして注目をされておりまして、この鳥取市の市民ボランティアの取組についても、取り込めるところはぜひ本市に取り込んでいただいて、今後の参考にさせていただきたいと要望させていただきます。

次に、これは質問なんですが、仕事も社会とのつながりを保つ大切な柱でありまして、一人一人の事情に応じたきめ細かい就労支援に力を入れることが重要だと考えますが、見解をお聞かせ願えればと思います。

○副議長（本田忠弘君）産業経済局長。

○産業経済局長（池永紳也君）そうですね。やはり会社で働いているいろいろなところのつながり、そういったことは大切ですので、そういった視点で支援していくというのは大切なことだと考えています。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）22番 木畑議員。

○22番（木畑広宣君）ありがとうございます。

あわせて、要望ですが、異変に気づいた場合やお困り事の相談先として、このいのちをつなぐネットワークへ速やかにつながるような、市内共通の短縮の電話番号、こういうのがあれば非常にありがたいという声もいただいておりますので、開設についてもぜひ検討していただければと、これは要望させていただきます。

最後ですが、中小企業の賃上げ応援についてですが、物流の2024年問題もそうなんですが、これは建設業においても4月から時間外労働の上限規制が始まりますが、公共工事の設計労務単価をさらに引き上げるとともに、適切な労務費や賃金の行き渡りの担保を確保すべきであります。また、適切な工期設定と施工時期の平準化を図るとともに、ICTを活用した生産性向上への支援など、働き方改革も進める必要があると考えます。見解をお願いできればと思います。

○副議長（本田忠弘君）産業経済局長。

○産業経済局長（池永紳也君）この4月から2024年問題が始まりますので、しっかりと対応していくことは大切と思っておりますので、我々もその視点で前に進めていきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）進行いたします。21番 金子議員。

○21番（金子秀一君）議場の皆様、傍聴席の皆様、そして、ケーブルテレビ、インターネット中継を御覧いただいている皆様こんにちは。公明党の金子秀一でございます。

まずは、本年元旦に発生しました能登半島地震においてお亡くなりになられました方々に心からのお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

す。

そして、鳥町食道街火災におきましては、被災されました皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

また、市内の小学校に野球のグローブをプレゼントしていただきました大谷翔平選手、御結婚おめでとうございます。心からの祝福を申し上げ、会派を代表し一般質疑をさせていただきます。

初めに、曾根干潟についてお伺いいたします。

曾根干潟は、本市発行の曾根干潟のいきものパンフレットにおいて、小倉南区の曾根新田の海側に広がる517ヘクタールの干潟です。そこに、竹馬川、大野川、貫川、朽網川が流れ込み、1年間に約7,000万立方メートルの淡水と約3,300トンの土砂が運ばれています。曾根干潟一帯は昔から漁場として利用されており、カキ養殖、刺し網、定置網などの漁業が営まれています。周辺には農地や産業用地が広がり、干潟の沖には海上空港である北九州空港があります。曾根干潟には、ズグロカモメやシマヘナタリ、カブトガニといった希少な生物たちが生息しており、平成13年に環境省が指定する重要湿地の一つに選定されたと説明されています。

本市の基本計画案の中では、第7章、7つの個性が輝くまちづくりの小倉南区の市民意見の中に、平尾台やカブトガニのいる曾根干潟など、その本質的な魅力と価値を市民はもちろん、日本や世界の人に届けていけば、観光で稼げる町になるとの記述があり、地域住民や市民の皆様の思いが詰まっている場所、それが曾根干潟であります。

本市は、曾根干潟保全・利用計画を平成11年3月に策定しています。基本理念は、自然環境と人間活動の共生とされ、その目的につきまして、曾根地域の整備に関連した曾根干潟の保全と利用の在り方の提示とし、将来にわたり干潟環境の保全に努める、利用においては、干潟環境への配慮と一定の制限を行う、曾根干潟保全・利用計画策定委員会の意見を基本とするとの在り方が示され、現在この計画に沿って干潟保全が進められています。

しかし、曾根干潟周辺の住民の方より、年々カブトガニの生息数や野鳥の数が減っているのではないかとのお声をたくさんお聞きいたします。さらには、恒見朽網線曾根新田工区の完成に伴います利便性の向上のほか、北九州空港滑走路3,000メートル化に伴い、周辺地域の物流拠点化や産業化が進むことに対しまして、大変大きな期待の反面、曾根干潟の環境保全について懸念される方も多くいらっしゃいます。

そこで、お聞きいたします。

1点目は、空港滑走路の3,000メートル化に伴い、企業の進出や発展が期待されている曾根地域において、本市の発展と曾根干潟の環境保全について、環境未来都市として環境と産業の両立を常に取り組んできた本市らしい未来像を、第2次北九州市生物多様性戦略の改定を踏まえて示していただきたいと考えますが、見解を伺います。

2点目に、福岡県が進めている苅田港沖の埋立事業については、曾根干潟の保全について、曾根干潟の住民やNPO法人などを含めた意見交換を行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、ギラヴァンツ北九州についてお伺いをいたします。

ギラヴァンツ北九州は、昨シーズンJ3で最下位の結果となり、Jリーグに参入意思のないチームがJFLの上位になったことにより、言わば外的要因でJFLの降格を何とか免れました。2024年の今シーズンこそ、新監督の体制の下、心機一転、チャンスと捉え、市民やファン、サポーターをわくわくさせていただきたい。そして、できればJ2への昇格を果たしてほしいと心から思っております。

一方で、市民の皆様からギラヴァンツ北九州への税金を使った支援について疑問の声もお聞きします。加えて、ギラヴァンツ北九州を献身的に支えていらっしゃる方の中にも、ギラヴァンツ北九州フロント陣のサポーターに対する情報発信などについての疑問の声もお聞きいたします。しかし、これまで育成してきたアカデミーなどの育成部門では、全国大会進出を果たすなどの成果を上げつつあり、チーム全体として今後の飛躍を心より期待しております。

ギラヴァンツ北九州のチーム体制については、今シーズンから監督、コーチ陣を刷新され、巻き返しを図ろうとされています。ファンミーティングで行われた2024年シーズンへのプレゼンの際では、並々ならぬ決意と計画があったとお聞きをいたしております。あわせて、熱心に応援を続けていただいているファン、サポーターに加え、いわゆるライト層の、さらには若い世代のファン、サポーターを増やしていくことが、ギラヴァンツ北九州を通して町の一体感を高めていくことにつながるものと考えております。

新たなシーズンが開幕したギラヴァンツ北九州の今シーズンの飛躍、そして、J2への復帰、さらには今シーズンのスローガン、ひとつに「この北九州（まち）とともに」が現実のものとなるように、エールの意味を込めて、以下3点お尋ねいたします。

1点目は、ギラヴァンツ北九州への支援に関する新年度の予算についてお聞きいたします。

2点目に、昨シーズン終了後、2024年シーズンを迎えるに当たり、ギラヴァンツ北九州とどのような協議、意見交換を行い、どのような支援策に反映しているのか、お聞きをいたします。

3点目に、若い世代のファン、サポーターを増やすためにどのような取組を行うつもりなのでしょうか。J2チームのモンテディオ山形は、昨年よりU-23マーケティング部という高校生、大学生の部署をクラブの組織内に設け、23歳以下の学生が山形県内外から40名集まり、地域社会の課題解決、新たなファン層の獲得、人材育成の3つをテーマに掲げ、40回を超える講義やグループワークに加え、学生が主体的にイベントやブースを企画したホームゲームの運営を行っています。実践を通してマーケティングを学べることや、アイデアを実際の形にしていくなりに魅力があり、参加する学生の熱量も非常に高いと伺っております。モンテディオ

山形を参考に、学生と連携した集客の取組を検討してはどうかと考えますが、見解をお聞きいたします。

最後に、防草対策への取組についてお聞きをいたします。

令和6年度建設局予算については、予算事務事業における柵卸しによる見直しにおいて、道路一般維持及び公園等維持管理事業の予算を合わせて約2億円の削減案が示されています。この削減案の中には、これまで年2回を基本として行っていた道路の植樹帯や中央分離帯の除草、草刈り作業を、小倉都心部などを除き1回に減らすという内容も含まれているとお聞きしております。

令和6年度予算は、原油高、物価高といった膨張圧力が予算編成に大きく影響を与えていることは十分に認識しております。しかし、道路の除草は町の景観を維持するだけではなく、道路において大きく茂った草は、運転手の確認をする際、妨げになるケースがあるだけではなく、草の中にあるマダニの影響により、歩道の通行者、特に通学路における子供たちへ被害が及ばないかと心配の声もお聞きいたします。

そこで、2点お聞きいたします。

1点目に、今回の除草作業の見直しにより起こり得る影響を最小限に抑えるため、どのような対応を行う予定なのか、お聞きいたします。

2点目は、除草や草刈りの回数を減らすためには、建設時や維持管理に防草施策をさらに取り組む必要があると考えます。本市におけるモデル施工を含め、実施すべきと考えますが、見解を伺います。

以上で第1質疑を終わります。何とぞ御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（本田忠弘君）市長。

○市長（武内和久君）まず、ギラヴァンツ北九州につきまして、新年度予算、それから、どのような意見交換、支援策、そして、学生と連携した集客の取組についてのお尋ねがございました。

池西ダイレクター、32歳ですかね、増本監督も41歳ですか、本当に若返って、新しく挑戦を始めたギラヴァンツ北九州、初戦はなかなか残念でありましたが、私もお伺いいたしまして、サポーターみんな熱く応援していたこと、これから新しい1年しっかり応援していくことが必要だと思いますけれども、地元Jリーグチームの存在と活躍、これはお子さんたちをはじめとした市民の皆様にも夢と希望を与え、シビックプライドの醸成や地域経済の活性化など、町に様々な効果をもたらすということで、市民、企業、行政が一体となってギラヴァンツ北九州を支援してきたところでございます。

北九州市とギラヴァンツ北九州とは一年を通じて頻りに情報交換、協議を行っているところでありまして、直近では昨シーズンの終了時、また、新しいスポーツダイレクター及び監督の就任のタイミングでも、トップ同士を含めた意見交換をさせていただきました。シーズン終了

してからも3回ほど意見交換させていただいたという状況でございます。

その中で、ギラヴァンツ北九州からは、昨シーズンの厳しい結果を受けて、監督、コーチ陣を刷新し、トップチームの立て直しに取り組んでいること、また、新シーズンの方針として、1つには、J2昇格プレーオフ圏内の6位以内を目標とすること、2つ目には、選手が積極的に町に出て市民の皆様と直接触れ合う機会を増やし、市民に愛されるチームを目指すこと、3つ目には、環境に資する取組等を通じて、北九州市のチームらしさを発信することなどをお伺いしました。

このようなギラヴァンツ北九州の新たな取組や方針を踏まえまして、北九州市といたしましては、Jリーグチームが町に及ぼす効果を最大化するためにも、早期にJ2、J1へと昇格していくという、この道のりを進んでいくことが重要であること、そのために市民や地元の企業等と一緒に、チームの勝利に向けた応援・サポートをしていくべきとの思いから、令和6年度予算案ではギラヴァンツ北九州への補助額を、令和5年度と同額の3,500万円計上させていただいております。

また、北九州市が行う事業の中でも、ギラヴァンツ北九州の幅広い世代の市民に愛されるチームづくりが進むよう、1つには、ホームゲーム開催日に、日頃立ち入れないVIPルーム等を見学するスタジアムツアーや、2つ目には、スタジアムのフィールドに市内の小学生を招待し、ギラヴァンツ北九州とサッカーで対決する小学生100人のサッカー対決、3つ目には、サッカーになじみが薄いシニアの方々に、ギラヴァンツ北九州の選手との交流の機会をつくり、選手やチームを応援する楽しさを通じて元気になっていただきながら、スタジアム来場へつなげていく、シニア推し活支援事業などを実施する予算を計上しているところでございます。

他方、金子議員御指摘のとおり、若い世代のファン、サポーターを増やす取組も大変重要と認識しております。御案内いただきましたモンテディオ山形の取組におきましては、学生がマーケティング論を学んだ上で、ホームゲームの集客イベントを学生自らが企画運営するなど、非常に興味深いものであると認識しております。

こうした学生や若い世代との協働につきまして、ギラヴァンツ北九州におきましては、現在大学生や企業の新入社員をホームゲームに招待する事業を実施することに加えまして、市内の大学生で構成されるギラヴァンツ北九州サポートサークルと連携をしまして、1つには、ホームゲーム運営ボランティアへの学生の参加、2つには、初めて観戦する層、ファミリー層、熱烈なファン層など観客層ごとの楽しみ方を提案した、4パターンの観戦ガイドの作成などの取組が行われていると伺っております。

さらに、今月からは、ギラヴァンツ北九州の若手社員で構成する集客プロジェクトチームの会議に大学生が参画し、一緒に集客施策を検討する準備をしていると伺っておりまして、若い世代を呼び込む様々なアイデアが出てくることを期待いたしております。

北九州市としましても、モンテディオ山形の取組を踏まえ、より多くの若い世代のファン、

サポーターが増えていくよう、プロジェクトチームへの協力はもちろん、ギラヴァンツ北九州と連携した様々な取組を進めていきたいと考えております。

いずれにしましても、チームの勝利に向けましては、観客席からの熱い応援が大きな後押しになるかと存じます。ギラヴァンツ北九州が、より多くの市民の皆様にあえられることで、スタジアムに来場する方が増え、その応援を原動力にチームが勝利を重ねていく、そして、町全体が活気を帯びていくといった好循環が生まれることを期待いたしまして、北九州市としましても、市民、企業の皆様と一体となって、引き続きサポートしてまいりたいと存じます。以上です。

残りは関係局長からお答えいたします。

○副議長（本田忠弘君）環境局長。

○環境局長（柴田泰平君）曾根干潟につきまして、曾根干潟の環境保全について、本市らしい未来像を示してほしい、そして、県の苅田港沖埋立事業に係る曾根干潟の保全について、住民やNPOと意見交換すべきとの2つの質問に併せてお答えいたします。

曾根干潟は、ズグロカモメやカブトガニといった希少生物などの多様な生物が生息する場所として、国の生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定されるなど、全国的にも重要な湿地であります。北九州市としても誇るべき自然環境の一つと認識しております。

曾根干潟の環境保全について、北九州市としましては、大規模開発が干潟環境に大きな影響を及ぼすことがないように、着実に環境アセスメントを行うこと、環境調査を継続して行い、干潟環境の現況と経年変化を把握すること、曾根干潟の価値や保全の必要性を広く市民にPRすることなどが重要と考えております。

まず、環境アセスメントにつきましては、恒見朽網線では計画ルートの変更や道路の両側へ緑地帯を設置するなどにより、干潟の動植物に対する環境配慮策を講じております。また、北九州空港滑走路の3,000メートル化では、干潟への影響を避けるなどのため、空港島北側を新たに埋め立てるのではなく、空港島内で滑走路の延伸を行うこととなりました。

次に、環境調査につきましては、平成7年度から砂と泥の割合、汚れ度合いなどを把握する底質調査や、底生生物、鳥類に関する生物調査を行っております。その結果、汚れ度合いなどは基準を満足し、また、生物の個体数、鳥類の種類数といった指標に大きな変化は見られず、干潟環境は比較的安定していると考えております。

PRにつきましては、市民向けのカブトガニ産卵観察ツアーや小学校への出前授業、SNSでの発信などを通じて、広く市民にPRをしているところであります。

今後の曾根干潟の環境保全についてであります。これまでの取組を基本としつつ、新たに自然環境を紹介するポータルサイトにおいて、干潟に生息する生物や干潟の役割などを分かりやすくPRすることや、令和6年度に予定しております北九州市生物多様性戦略の改定作業におきまして、学識経験者などの意見を踏まえた干潟の環境保全の在り方について検討したいと考

えております。

また、北九州市では平成25年度から地元自治会や自然保護団体などが参加する曾根干潟保全連絡会を開催しています。お尋ねの荻田港沖埋立事業につきましても、この連絡会などを活用し意見交換していただきたいと考えております。

北九州市といたしましては、豊かな生物の生息地であり、漁場でもある曾根干潟の将来にわたっての保全と適切な利用を図ってまいります。以上です。

○副議長（本田忠弘君）建設局長。

○建設局長（石川達郎君）最後に、防草対策への取組についてのうち、除草作業の見直しによる影響を最小限に抑えるため、どのような対応を行う予定なのか、また、防草施策について、モデル施工も含め実施すべきではないかとの御質問にまとめてお答えします。

歩道の植樹帯や車道の中央分離帯には、道路利用者に安全な通行環境を提供するとともに、町並みに季節感や潤いをもたらす都市部の良好な公共空間を形成する役割がございます。

除草回数の見直しに当たりましては、雑草の成長が落ち着く梅雨明けから盆前の間など、効果的な時期に除草をするということにしております。また、見通しの確保が必要な交差点部などにつきましては、車や歩行者の安全を確保するため、臨時的、また、局所的な除草を随時行うことにより対応してまいりたいと考えてございます。

また、このほか中央分離帯につきましては、幅が1メートル未満の狭い箇所については基本的に全ての路線を、また、その他の箇所につきましては、路線の状況に応じて引き続きコンクリート舗装化を進め、通行時の安全確保や除草面積の削減を図ってまいります。

また、議員御質問の道路の防草対策につきましては、中央分離帯のコンクリート舗装化に加え、中央分離帯の雑草を抑制する地被類、これは背が低く横に広がっていくという植物でございますが、こういったものを植え付けたり、また、舗装と縁石の目地部分へのシートの設置などを令和3年度より試験的に実施しております。現在これらの効果を検証しているところでございます。

今後、その他の新技術による防草対策も含めまして、試験施工、また、効果検証しながら費用対効果も踏まえた上で本格的な導入に向けた検討を進めていきたいと考えてございます。引き続き、定期的、臨時的な除草に加え、状況に応じた防草対策を組み合わせ、より効率的、効果的な維持管理に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）21番 金子議員。

○21番（金子秀一君）御答弁ありがとうございました。

まず、曾根干潟につきまして第2質疑させていただきます。

曾根干潟につきまして、自民党の渡辺均先生が洋上風力発電の可能性などを独自に調査され、そして、実証実験に取り組んでこられ、今回の質問に際しましても多大なる応援をいただき、こういうファイルも貸していただきました。ありがとうございました。

その上で、この曾根干潟に関しまして、私はこれまでも空港3,000メートル化に伴うこの北九州の発展、昨年度以来ずっと質問させていただいたわけですが、やはり空港の3,000メートル化に伴う企業の進出、また、地域の発展には、曾根、また、朽網、それに関わる地域の開発等が必然になっていくのではないかと考えております。先ほどの環境局の御答弁に関しましては、やはりちょっと規制するような意図が強いかなと思っております。

市民の皆様の環境に対する不安と、進出する企業の皆様の安心と、そうしたことを北九州はこれまで環境について取り組んできたことを、市長の言葉を借りるならば、一歩先の価値観で、環境も守りながら地域も発展させていく、そうした取組をぜひ進めていただきたいと思います。それが、それについて御答弁をお願いいたします。

○副議長（本田忠弘君）環境局長。

○環境局長（柴田泰平君）議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、議員もおっしゃるとおりで、地元の方が不安に思っているということもあると思いますので、市としては丁寧にしっかりと対応しながら、ただ、もちろん発展は非常に重要ですから、そこについてもしっかりと取り組んでいくということをやりたいなと思っております。以上です。

○副議長（本田忠弘君）21番 金子議員。

○21番（金子秀一君）ありがとうございます、どうぞよろしくをお願いいたします。

その上で、カブトガニに関しまして、やはりもうお声をたくさんいただくのが、岡山県笠岡市や佐賀県伊万里市などの取組に比べると、行政に対して、サポートが少し足りないのではないかと御見解をいただきます。このカブトガニに関しまして、ぜひこういった笠岡市、伊万里市の取組を検討しながら進めていただきたいと思います、これは要望とさせていただきます。

あと渡り鳥に国境はないという、私はこの言葉好きなんです。この言葉がありますが、曾根干潟に飛来する鳥は、どこまでが市の管理で、どこからが県の管理なのか分からないんですね。これ野鳥の会の皆様からもおっしゃっていただいているのが、やはり県とよく連携を取っていただいて、曾根干潟保全連絡会議等を使ってという話がありましたけれども、ぜひ協力も要請していいのではないかと思いますので、これも要望とさせていただきます。

あと、毎年曾根干潟保全連絡会議を北九州市主催で行っていただいております。また、曾根干潟の清掃活動も地元の皆さんも取り組んでおられます。こうした場に、ぜひ市長お越しいただければと思いますが、これは要望とさせていただきます。

続きまして、ギラヴァンツ北九州について第2質疑させていただきたいと思います。

私も開幕戦に行きまして、ひよっとするかなと思ったんですけど、後半コーナーキックから点を決められるという、もう大変悔しい思いをしましたが、今回の質問は、熱心なサポーターの方からぜひ質問してくださいということで御要望がありました。その方が言うには、もう一喜一憂せずに応援しましょうというお言葉がありましたので、そうだなと思って、またぜひ頑張ってくださいと思いつつ、第2質疑させていただきたいんですが、12月9日に行われ

たサポーターカンファレンスで指摘されております。これギラヴァンツのホームページとかでの情報発信が弱いのではないかというお話でありました。ホームページにトラブルがあったり、あとJ3の確定時、また、監督が交代したとか、そうした際の社長、また、監督等フロント陣の、監督にそれを求めるのはちょっときついかもかもしれませんが、やはりフロント陣の発信が少し弱いのではないかというお話でありました。これはぜひ意見交換の際にも伝えていただきたいと思っております。

今回、市長からギラヴァンツについて御答弁いただきました。私は、ギラヴァンツにつきましては、どちらかというところライトな応援団と思っております。ぜひ熱心なサポーターに変わりたいなと思っております。その熱心なサポーターの方からも、ギラヴァンツというのは北九州市の団結の象徴なんだというお話をいただきました。そうなんだなと思いつつ、今回この北九州フットボールクラブ20周年記念誌を見ていますと、片山副市長が出てきて、片山副市長が、一つにさえなればこの町は負けない、みんなの心をつなぐ何かが必要だという記事を掲載していただいております。ぜひギラヴァンツをなぜ応援をしないといけないのか、片山副市長のほうからぜひ御答弁いただければと思います。

○副議長（本田忠弘君）片山副市長。

○副市長（片山憲一君）長いこと市政に携わってきまして、やはりどうしても心の中で門司の人は八幡西を応援しないとか、いろんなことがあるんですね。ところが、グラウンドに行きますと、みんなが一つになってギラヴァンツ頑張れと言っていると、そういうふうな姿を見て、この町は一つなんだなということを感じたというのが一番大きいです。

それから、もともとの成り立ちが三菱化学のフットボールクラブ、それから、新日鐵のフットボールクラブの一部の人たちが出てきて、この町に住んで、この町でサッカーをやり、仕事をしている、そういう姿を見ることで、我々はこの町によって支えられているんだという気持ちをたくさんの方が持っていたと、そういう姿を見てきたものですから、これはいろんなところではばらばらだけでも、スポーツを通じるとこの町が一つになるということを実感して書かせていただきました。以上でございます。

○副議長（本田忠弘君）21番 金子議員。

○21番（金子秀一君）ありがとうございます。もうギラヴァンツの応援で北九州、北九州と言うんですね。北九州と叫ぶ場面というのはあまりないんじゃないかなと思うんですが、サッカーの応援に行った際には北九州、北九州、北九州と、もう北九州が一致団結できるような応援をします。このギラヴァンツが強くなって応援をしていくことは、やはり北九州市民なんだという誇りと自負が芽生えると思いますので、本当に強くなっていただいて、試合を見に行くのが楽しみという環境をぜひつくっていただきたいと思っております。これは要望とさせていただきます。副市長ありがとうございます。

最後に、防草対策について質問をさせていただきます。

様々な除草について要望、また委員会で聞いてもらいます。

一步先の価値観というのは、私は除草から防草にすることも一步先の価値観なんじゃないかなと思います。国土交通省の九州地方整備局の九州技術事務所のホームページでは、NETISの新事業についてのホームページがアップされています。これ令和5年で記録が止まっているんですが、問合せがあれば、個別の案件で情報については御提示いたしますということですので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

以上で私から質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（本田忠弘君）本日の日程は以上で終了し、次回は3月4日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時30分散会